

令和3年度 水質検査計画



(萱瀬ダム)

水質検査は、水道水の安全性を確認するために不可欠であり、水道における水質管理の中核をなすものです。

大村市上下水道局では、きめ細かな水質検査を実施するため、水質検査の内容等を定めた水質検査計画を策定しました。市民の皆様に水道水が安全で良質であることをご理解いただけるように、計画の内容や結果を公表していきます。

目次

1 基本方針	- 1 -
2 水道事業の概要.....	- 1 -
3 水道水源及び水道水の状況	- 6 -
4 水質検査の地点、項目及び頻度.....	- 9 -
5 検査を省略する項目とその理由.....	- 9 -
6 水質管理目標設定項目検査、クリプトスボリジウム等検査	- 10 -
7 臨時の水質検査.....	- 11 -
8 水質検査計画の見直し.....	- 12 -
9 水質検査方法及び検査機関	- 12 -
10 水質検査の精度と信頼性確保.....	- 12 -
11 関係者との連携	- 12 -
12 水質検査計画及び検査結果の公表	- 12 -
水道用語集	- 14 -

別冊

図1、2 毎日検査採水場所及び水源・配水池等略図	-15-
表5 水道水の水質検査地点、項目及び頻度.....	-17-
表6 水源の水質検査地点、項目及び頻度.....	-18-
表7 水質基準（51項目）	-19-
表8、表9 水質検査を省略する項目とその理由	-20-
表10 水質管理目標設定項目	-24-
表11 水質管理目標設定項目 15 農薬類リスト	-25-
表12、13 農薬検査.....	-26-
表14 水道水におけるクリプトスボリジウム等対策指針及び水源状況	-28-

1 基本方針

- (1) 水質検査は、配水系統を代表する末端付近の蛇口（給水栓）、浄水場（入口、各工程及び出口）、水源、貯水池及び貯水池への流入河川について行います。
- (2) 水質検査項目は、水道法で検査が義務づけられている項目と水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (3) 水質検査頻度は、水源の種類やこれまでの検査結果で得られた検出状況などを考慮して定めます。
- (4) 水質検査は、大村市上下水道局、水道施設等運転管理業務委託業者及び厚生労働省登録水質検査機関（業務委託）で行います。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

大村市上下水道局は、市内全域に給水しています。平成29年4月、二つの簡易水道地区を上水道地区へ統合しました。令和元年度の給水状況は表1、令和3年度の給水予測は表2です。

表1 大村市上下水道局の給水状況（令和元年度大村市水道事業の概要）

項目	上水道	旧 上水道	旧東部大村地区 簡易水道 (南川内地区含む)	旧北部大村地区 簡易水道
給水区域内人口	94,005人	91,876人	1,143人	986人
年度末給水人口	93,216人	91,301人	939人	976人
給水区域内世帯	43,303世帯	42,347世帯	519世帯	437世帯
年度末給水世帯数	42,799世帯	41,945世帯	422世帯	432世帯
年間取水量	11,107,087m ³	10,955,151m ³	103,367m ³	148,703m ³
年間給水量	10,821,629m ³	10,576,865m ³	103,245m ³	141,519m ³
有効水量	9,492,884m ³	-	-	-
現在施設能力	42,580m ³ /日	41,700m ³ /日	150m ³ /日	730m ³ /日
1日最大給水量	32,262m ³	31,502m ³	405m ³	600m ³
1日平均給水量	29,567m ³	28,899m ³	282m ³	387m ³

表2 大村市上下水道局の給水予測

（大村市水道事業（第13回拡張事業） 経営変更認可申請書 I-58-表-4.8）

項目	令和3年度
給水区域内人口	94,962人
年度末給水人口	94,487人
1日平均給水量	29,157 m ³ /日

(2) 浄水施設の所在地と浄水処理方法

浄水施設の所在地と浄水処理方法は 表 3、表 4、坂口浄水場のしくみは 図 1 のとおりです。

表 3 浄水処理施設の所在地と浄水処理方法等（坂口浄水場）

施設名	所在地	種類	水源名	浄水処理方法	取水可能量*	備考
坂口浄水場 公称施設能力 30,000m ³ /日	坂口町1144-1	表流水	萱瀬ダム	急速ろ過 前塩・中塩処理 粉末活性炭処理	15,000	急速ろ過施設 葛城貯水池は 予備水源
			葛城貯水池		(2,150)	
			池田貯水池		2,450	
		地下水	今富水源	塩素消毒のみ	2,800	
			今富第2水源		1,000	
			福重水源		2,500	
			寿古水源		1,550	
			立花水源		3,080	
			黒丸水源		1,100	
			才福寺水源		1,920	
			小路口水源		500	H28～休止
			鬼橋水源		570	H28～休止
			鬼橋第2水源		1,860	
			冷泉寺水源		(1,400)	予備水源

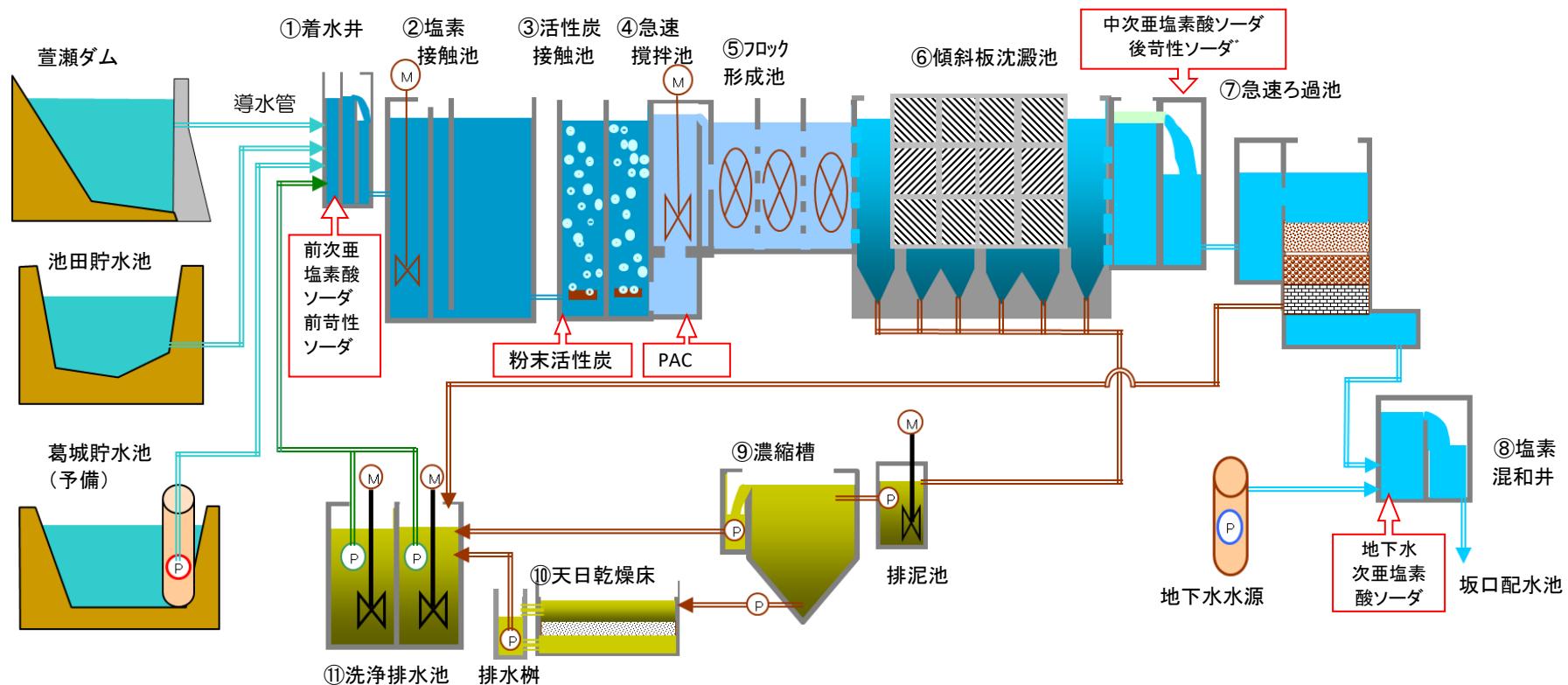
*カッコの数字は予備水源の水量

表 4 淨水処理施設の所在地と浄水処理方法等（地下水を水源とする浄水場）

施設名	所在地	種類	水源名	浄水処理方法	取水可能量 m ³ /日	備考
日岳浄水場	日泊町874-10	地下水	日岳水源	塩素消毒のみ	560	H28～休止
松原浄水場	松原本町423-1	地下水	松原水源	紫外線処理 塩素消毒 (予定)	1,600	H19～休止
			松原第2水源		380	H25～休止
富の原第1浄水場	富の原2丁目414-1	地下水	富の原第1水源	塩素消毒のみ	400	H29～休止
富の原第2浄水場	富の原2丁目297-1	地下水	富の原第2水源	塩素消毒のみ	1,400	
富の原第3浄水場	富の原1丁目1323-1	地下水	富の原第3水源	塩素消毒のみ	300	H29～休止
松並浄水場	松並2丁目887	地下水	松並水源	塩素消毒のみ	900	
杭出津浄水場	杭出津2丁目1342	地下水	杭出津第1水源	紫外線処理 曝気処理 塩素消毒	870	
			杭出津第2水源		260	
			杭出津第3水源		950	
大多武浄水場	東大村1丁目2636-14	地下水	大多武第4水源	塩素消毒のみ	560	
			大多武第5水源		400	
			大多武第6水源		770	
東野岳浄水場	東野岳町1363-2	地下水	東野岳1号水源	塩素消毒のみ	230	
			東野岳2号水源		400	
北木場浄水場	松原3丁目970-2	地下水	北木場水源	塩素消毒のみ	100	
南川内浄水場	中岳町315-3	地下水	南川内水源(No.1)	塩素消毒のみ	150	R1～休止
			南川内水源(No.2)			

R3年度～
再開予定

図1 坂口浄水場のしくみ



① 着水井	ダム貯水池の水が最初に着くところで、原水を混合する	⑦ 急速ろ過池	沈殿池で取除けなかったフロックを砂でろ過して取り除く
② 塩素接触池	原水中の鉄マンガンを次亜塩素酸ソーダで酸化し沈みやすくする	⑧ 塩素混和井	地下水を消毒し、ろ過した水と混和する
③ 活性炭接触池	粉末活性炭で原水の臭いや色々な化学物質を吸着する	⑨ 濃縮槽	沈殿池で沈めたフロック(汚泥)を集め濃縮する
④ 急速攪拌池	注入した凝集剤(PAC)を攪拌する	⑩ 天日乾燥床	濃縮された汚泥を天日で乾燥させる
⑤ フロック形成池	凝集剤で水中のゴミなどを固めてフロックを作り沈みやすくする	⑪ 洗浄排水池	ろ過池の砂の洗浄水と濃縮槽上澄水、排水樹からの水を一時的に貯め着水井へ戻す
⑥ 傾斜板沈殿池	フロックを沈め取り除く		

ポリ塩化アルミニウム(PAC)…水の中の濁り物質を固め沈みやすくする
 粉末活性炭…水中の臭いや化学物質、農薬などを吸着する
 次亜塩素酸ソーダ…主に水の消毒に用いる。水中に含まれる成分を酸化する
 苛性ソーダ…強アルカリ性の薬品でPHを上げる

(3) 水質監視設備

坂口浄水場（各工程及び出口）、その他直接給水地下水水源の浄水場及び配水池などには常時水質を監視する水質計器が配備されています。

【坂口浄水場】

監視地点	水質計器
萱瀬ダム原水 葛城貯水池原水 池田貯水池原水	濁度計、PH計、電気伝導率計
混合原水	濁度計、PH計、アルカリ度計、残留塩素計（塩素接触池出口水）
沈殿処理水	濁度計、PH計、アルカリ度計、残留塩素計
急速ろ過水	高感度濁度計、色度計、PH計、残留塩素計、 微粒子カウンター付高感度濁度計
坂口配水池入口	残留塩素計

【直接給水地下水水源浄水場】

監視地点	水質計器
水源原水	高感度濁度計（杭出津浄水場、南川内浄水場、松原浄水場）
浄水場出口	残留塩素計



坂口浄水場
水質計器室



アルカリ度計



濁度計 PH計 電気伝導率計



微粒子カウンター付
高感度濁度計

3 水道水源及び水道水の状況

(1) 水源の状況

大村市が給水する水道水は、表流水（萱瀬ダム、池田貯水池）の水源52%、大村市内に点在する地下水48%で構成されています。（図2、別冊図1、別冊図2）

水源の水質状況と留意すべき水質項目は 表5、表6のとおりです。

図2 水道水の水源割合
(令和元年度)

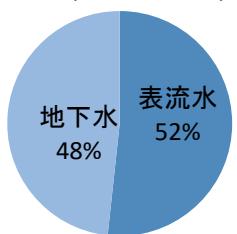


表5 水源の水質状況と留意すべき水質項目（坂口浄水場系）

水源名	種類	水質状況	留意すべき水質項目	備考
萱瀬ダム	表流水	プランクトンの発生による臭気障害、ろ過障害	生物、臭気度、臭気物質、鉄、マンガン、クリプトスボリジウム	葛城貯水池は予備水源
葛城貯水池		富栄養化の進行		
池田貯水池		プランクトンの発生による臭気障害、ろ過障害		
今富水源	地下水	大腸菌群の検出	大腸菌、嫌気性芽胞菌	
今富第2水源	地下水			
福重水源	地下水			
寿古水源	地下水			
立花水源	地下水			
才福寺水源	地下水			
黒丸水源	地下水	大腸菌群の検出、揮発性有機塩素化合物等の検出、硝酸態窒素が高い	大腸菌、嫌気性芽胞菌、硝酸態窒素、テトラクロロエチレン	
小路口水源	地下水	大腸菌群の検出、硝酸態窒素が高い	大腸菌、嫌気性芽胞菌、硝酸態窒素	休止中
鬼橋水源	地下水	大腸菌群の検出	大腸菌、嫌気性芽胞菌	
鬼橋第2水源	地下水	大腸菌群の検出	大腸菌、嫌気性芽胞菌	
冷泉寺水源	地下水	大腸菌群の検出、硝酸態窒素が高い、侵食性遊離炭酸が高い	大腸菌、嫌気性芽胞菌、硝酸態窒素、酸度、アルカリ度	予備水源

表 6 水源の水質状況と留意すべき水質項目（地下水を水源とする浄水場系）

水源名	種類	水質状況	留意すべき水質項目	備考
日岳水源	地下水	大腸菌群の検出、硝酸態窒素が高い	大腸菌、嫌気性芽胞菌、硝酸態窒素	休止中
松原水源	地下水	大腸菌の検出、侵食性遊離炭酸が高い	大腸菌、嫌気性芽胞菌、クリプトスボリジウム、酸度、アルカリ度	R3年度 取水開始予定
松原第2水源	地下水	大腸菌群の検出、侵食性遊離炭酸が高い	大腸菌、嫌気性芽胞菌、酸度、アルカリ度	R3年度 取水開始予定
富の原第1水源	地下水	大腸菌群の検出、塩化物イオンの上昇	大腸菌、嫌気性芽胞菌、塩化物イオン	休止中
富の原第2水源	地下水	大腸菌群の検出、塩化物イオンの上昇、硝酸態窒素が高い	大腸菌、嫌気性芽胞菌、硝酸態窒素、塩化物イオン	
富の原第3水源	地下水	大腸菌群の検出、硝酸態窒素が高い	大腸菌、嫌気性芽胞菌、硝酸態窒素	休止中
松並水源	地下水	大腸菌群の検出、硝酸態窒素が高い	大腸菌、嫌気性芽胞菌、硝酸態窒素	
杭出津第1水源	地下水	大腸菌の検出 硝酸態窒素が高い 侵食性遊離炭酸が高い	大腸菌、嫌気性芽胞菌、クリプトスボリジウム、硝酸態窒素、酸度、アルカリ度	
杭出津第2水源				
杭出津第3水源				
大多武第4水源	地下水	大腸菌群の検出	大腸菌、嫌気性芽胞菌	
大多武第5水源	地下水			
大多武第6水源	地下水			
東野岳1号水源	地下水	良好		
東野岳2号水源	地下水			
北木場水源	地下水	大腸菌群の検出、侵食性遊離炭酸が高い	大腸菌、嫌気性芽胞菌、酸度、アルカリ度	
南川内水源(No.1)	地下水	大腸菌群の検出	大腸菌、嫌気性芽胞菌	
南川内水源(No.2)	地下水	大腸菌の検出	大腸菌、嫌気性芽胞菌、クリプトスボリジウム	休止中

(2) 水道水の状況

大村市上下水道局は、水道水の安全性及び良質な水質を確認するために水質検査を行っています。水質に問題はなく安全で良質な水道水が給水されています。

水道水の水質状況と留意すべき水質項目は 表 7 のとおりです。

表 7 水道水の水質状況と留意すべき水質項目

施設名	種類	水質状況	留意すべき水質項目
坂口浄水場	表流水 地下水	次の項目を留意して良好な水質を保っている。 ・貯水池のプランクトンによる臭気発生 ・トリハロメタン生成 ・凝集剤による微量のアルミニウム残留 ・消毒剤の管理 ・管末給水栓の適切な残留塩素濃度管理 ・鉛管の鉛溶出を抑えるためのPHの調整	残留塩素、濁度、色度、アルミニウム、トリハロメタン、臭気、PH値、酸度、アルカリ度、塩素酸
日岳浄水場	地下水	—	休止中
松原浄水場	地下水	紫外線処理、適切な残留塩素濃度管理により良好な水質を保つ。	残留塩素、濁度、色度、PH値、酸度、アルカリ度
富の原第1浄水場	地下水	—	休止中
富の原第2浄水場	地下水	適切な残留塩素濃度管理に留意し良好な水質を保っている。	残留塩素、濁度、色度
富の原第3浄水場	地下水	—	休止中
松並浄水場	地下水	適切な残留塩素濃度管理に留意し良好な水質を保っている。	残留塩素、濁度、色度
杭出津浄水場	地下水	曝気処理、紫外線処理、適切な残留塩素濃度管理により良好な水質を保っている。	残留塩素、濁度、色度、PH値、酸度、アルカリ度
大多武浄水場	地下水	適切な残留塩素濃度管理に留意し良好な水質を保っている。	残留塩素、濁度、色度
東野岳浄水場	地下水	適切な残留塩素濃度管理に留意し良好な水質を保っている。	残留塩素、濁度、色度
北木場浄水場	地下水	良好ではあるが、PHが低く、侵食性遊離炭酸高い。	残留塩素、濁度、色度、PH値、酸度、アルカリ度
南川内浄水場	地下水	適切な残留塩素濃度管理に留意し良好な水質を保っている。	残留塩素、濁度、色度

4 水質検査の地点、項目及び頻度

大村市上下水道局では、法令（水道法）で義務付けられている毎日検査（残留塩素、色濁り）と水質基準項目検査に加え、水質管理目標設定項目検査、クリプトスボリジウム等検査、その他維持管理上必要な検査を行います。

(1) 検査地点

ア 水道水

毎日検査の地点は、配水池系毎に37カ所を選定しています。また、浄水場の出口でも検査を実施します。（別冊図1・別冊図2）

さらに、水質基準項目の検査地点は、配水系統を考慮して検査箇所を選定し、検査を行います。（別冊表1）

イ 水源

すべての水源と、貯水池及び貯水池に流入する河川を検査します。（別冊表2）

(2) 水質検査項目及び頻度

検査は、法令で定められた水質基準項目、浄水処理及び水源の水質管理に必要と思われる項目を行います。検査の項目及び頻度は、配水系統や水源によってそれぞれ異なるため、詳細を別冊表1・表2に記載しています。

5 検査を省略する項目とその理由

(1) 法令による検査の省略

水道水は、水道法により3ヵ月毎に水質基準項目（別冊表3）を検査することが原則として義務付けられています。しかし、次の条件で検査を省略することができます。

ア 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下で、原水等の変動による汚染のおそれがないときは年1回に省略できる。

イ 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で、原水等の変動による汚染のおそれがないときは3年に1回に省略できる。

ウ 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、水源の水質、水源周辺の状況、浄水処理に使用する薬品及び施設・配管等の材質を考慮して、検査を行う必要がないことが明らかであるときは3年に1回にまで省略できる。

エ No.26 臭素酸は、浄水処理にオゾン処理を用いている場合及び消毒に次亜塩素酸を用いている場合は省略できない。

オ No.13 ホウ素は、海水を原水とする場合は省略できない。

カ No.42 ジェオスミン、No.43 2-メチルイソボルネオールは、カビ臭物質を産する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであるときは省略できる。

(2) 大村市上下水道局が水質検査を省略する項目とその理由

大村市上下水道局では前ページの（1）を根拠に、次に挙げる項目について過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下、もしくは過去に基準値の1/2を超えたことがなく原水等の変動による汚染のおそれがないため、水質検査を3年に1回に省略します。

3	カドミウム及びその化合物	14	四塩化炭素	35	銅及びその化合物
4	水銀及びその化合物	15	1,4-ジオキサン	36	ナトリウム及びその化合物
5	セレン及びその化合物	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	37	マンガン及びその化合物
6	鉛及びその化合物	17	ジクロロメタン	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）
7	ひ素及びその化合物	18	テトラクロロエチレン	40	蒸発残留物
8	6価クロム化合物	19	トリクロロエチレン	41	陰イオン界面活性剤
9	亜硝酸態窒素	20	ベンゼン	44	非イオン界面活性剤
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	32	亜鉛及びその化合物	45	フェノール類
12	フッ素及びその化合物	33	アルミニウム及びその化合物		
13	ほう素及びその化合物	34	鉄及びその化合物		

ただし、松原浄水場系給水管末については、松原浄水場（紫外線処理）が令和3年度から供用開始となり、過去3年間の検査結果がなく水質検査の省略が不可のため、3か月に1回の検査頻度とします。

検査の省略に関する詳細は、別冊表4・表5に記載しています。

6 水質管理目標設定項目検査、クリプトスピリジウム等検査

(1) 水質管理目標設定項目検査の実施（別冊表6）

将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期するため、水道水質管理上留意すべき項目として設定されています。これは検査の義務はありませんが、水質基準に係る検査に準じた検査の実施に努めることとされています。

ア 毎月検査

水質管理目標設定項目のうち次に挙げる項目は通常の毎月検査で実施します。

16	残留塩素	25	濁度
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	26	P H 値
19	遊離炭酸	27	ランゲリア指数（腐食性）

イ 農薬類の検査（別冊表7・表8・表9）

農薬類の検査は、水源の上流域で使用されている農薬の商品名、使用量及び散布時期を調査して行います。

【表流水の農薬検査】

ダム、貯水池に流入する河川の流域で、主に栽培されている水稻（別冊表8）と温州みかん（別冊表9）を対象に検査します。検査地点は、坂口浄水場の各水源原水及びろ過水です。ただし、葛城貯水池の農薬検査は当該貯水池から取水した場合のみ実施します。

【地下水の農薬検査】

地下水水源で水稻（別冊表8）を対象に検査します。検査地点は、立花水源及び今富水源です。

ウ 従属栄養細菌検査

配水施設、給水施設の衛生状況を捉える指標として、従属栄養細菌検査を行います。検査地点は配水池系毎に37ヶ所です。また、地下水源についても実施します。

エ その他項目の検査

ア～ウ以外の項目の検査については年次計画を立て検査を行っていきます。

1	アンチモン及びその化合物	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	20	1,1,1-トリクロロエタン
2	ウラン及びその化合物	10	亜塩素酸	21	メチル-t-ブチルエーテル
3	ニッケル及びその化合物	12	二酸化塩素	22	有機物(過マンガン酸カリウム消費量)
5	1,2-ジクロロエタン	13	ジクロロアセトニトリル	29	1,1-ジクロロエチレン
8	トルエン	14	抱水クロラール	31	ペルフルオロクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)

(2) クリプトスボリジウム等検査（別冊表10）

病原性の微生物であるクリプトスボリジウム及びジアルジアの検査は、坂口浄水場の原水・ろ過水、関係河川の下流、及び地下水で大腸菌が検出された水源で行います。さらに地表水の混入の恐れのある地下水水源と坂口浄水場原水については、クリプトスボリジウムの指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）の定量検査を適切な頻度で実施します。

7 臨時の水質検査

次に挙げる状況が発生し、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合は、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源水質が著しく悪化した場合
- (2) 水源に異常があった場合
- (3) 水源付近、給水区域及び周辺等において消化器系感染症が流行した場合
- (4) 净水処理の過程で異常が発生し、净水に影響を及ぼすおそれのある場合
- (5) 配水管などの水道施設が著しく汚染されたおそれのある場合
- (6) その他特に必要があると認められる場合

8 水質検査計画の見直し

令和3年度の水源及び净水の検査地点、項目及び頻度の追加や検査項目の変更は下記のとおりです。

- (1) 水源及び净水の検査地点の変更、削除
 - ・水稻農薬検査地点 福重水源を削除、今富水源を追加
- (2) 水源及び净水の検査項目追加、削除、変更
 - ・松原給水管末 基準項目検査 净水51項目を3か月毎実施

9 水質検査方法及び検査機関

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）によって行い、その他項目の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

なお、毎日検査は水道施設等運転管理業務委託業者、毎月の省略不可能項目及び水道維持管理上必要な検査は大村市上下水道局で行い、基準項目検査及び水質管理目標設定項目検査、農薬、クリプトスボリジウム等は厚生労働省登録水質検査機関に委託して行います。

10 水質検査の精度と信頼性確保

大村市上下水道局の自己検査に関しては、分析機器の整備や分析技術の向上に努め、分析毎の手順書を作成し、水質検査結果の精度と信頼性を確保します。

また、委託検査に関しては、内部、外部精度管理の実施状況及び結果の報告を義務付け、適宜立入検査を実施することで、委託検査の精度と信頼性を確保します。

11 関係者との連携

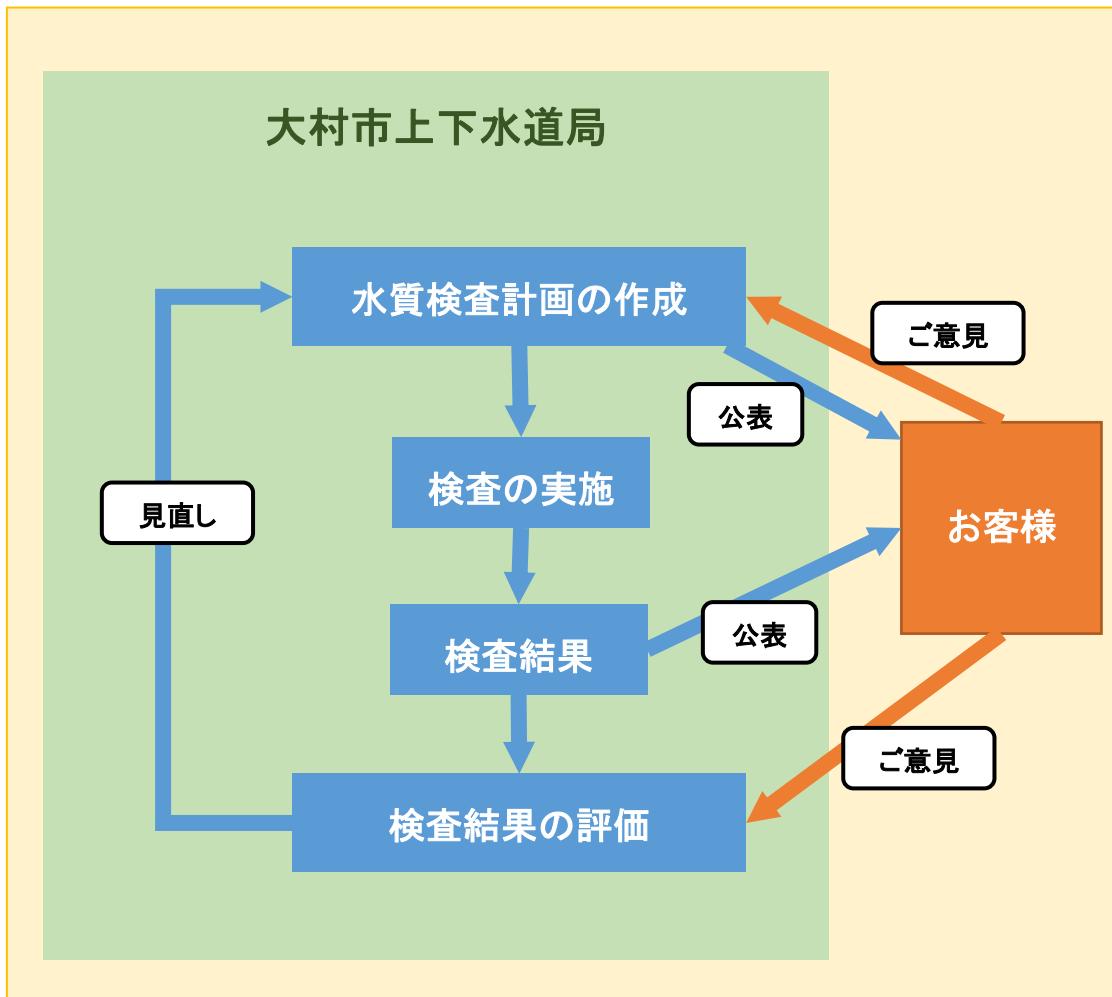
水質汚染事故が発生した場合は、大村市上下水道局危機管理計画に従い迅速に対策を講じるとともに、関係機関と密に連絡を取りながら水道水の安全性を確保します。

12 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度の開始前に作成し、大村市上下水道局のホームページに掲載します。

また、令和元年度の水質検査結果は年報を作成し、大村市上下水道局のホームページに掲載するほか上下水道局及び坂口浄水場で閲覧できます。

水質検査計画の概念図



～この水質検査計画に対する皆さまのご意見をお寄せください～

皆さまからのご意見を次年度の水質検査計画に反映させ、より良い水道水の供給に役立たせていただきます。

大村市上下水道局 坂口浄水場
水質検査計画担当
〒856-0028 長崎県大村市坂口町 1144-1
TEL 0957-53-5105 FAX 0957-53-5106
E-mail suido-jyosui@city.omura.nagasaki.jp

大村市上下水道局 HP <http://omura-waterworks.jp/>

水道用語集

PH (ペーハー)	水の基本的な指標の一つで、PH 7は中性、7より値が小さくなるほど酸性が強くなり、値が大きくなるほどアルカリ性が強くなる。
アルカリ度	水中で酸の消費量に相当するアルカリ量を数値化したもの
簡易水道	計画給水人口が5,000人以下の水道
急速ろ過	水中の濁りを化学薬品により沈殿させた後、速い速度(120~150m/日)でろ過する方法。これに対し遅い速度(4~5m/日)でろ過する方法を緩速ろ過という。
凝集剤	水処理において、水中の濁り物質などを除去することを目的に添加する薬品で、水道では硫酸アルミニウムやポリ塩化アルミニウムが主に使用されている。
減圧槽	高低差などで水圧が高くなりすぎるのを防ぐための槽
原水	浄水処理する前の水
残留塩素	水道水は塩素等を使用して消毒を行い、消毒後水中に残った塩素をいう。また法の規定により0.1mg/L以上保持するよう義務づけられている。
消化器系感染症	口から肛門にいたる消化管およびその付属器官が関係する感染症をいい、下痢、発熱などを主症状とする。感染経路の一つとして水系感染するものが多い。
前塩素処理	消毒に使用する塩素を原水に注入する方法で、鉄、マンガン、アンモニアなどの除去のために行う。
電気伝導率	水中の電気の通りやすさをあらわし、抵抗の逆数で示される。
配水池	給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、水道水を一時貯える所
表流水	地表水(河川水・湖沼ダム水)とほぼ同じで、特に水利用の観点から地下水に對している。
富栄養化	湖沼など閉鎖的な水域で水中のリン・窒素などの栄養分が高まり、プランクトン等の生物が増加する現象
クリプトスボリジウム及びジアルジア	塩素処理に耐性を有する原虫。人間及びほ乳動物の腸内で増殖し、水系感染症を引き起こす。
不活化	微生物が、外的な要因(紫外線・薬品等)によって生命体としての機能などを失うこと
紫外線処理	水中に10mJ/cm ² 以上の紫外線を照射することにより、クリプトスボリジウム等の原虫を不活化させる処理法
曝気処理	水中に空気を吹き込み、水の中に溶け込んでいる炭酸ガスを除去し、PH値を上昇させる処理法
粉末活性炭処理	原水に粉末にされた活性炭を投入し、臭気・有機物などを吸着させる処理法

令和3年度
水質検査計画
別 冊

図 1 . 図 2

表 1 ~ 表 10

図1 毎日検査採水場所 及び 水源・配水池等略図

① 坂口浄水場系

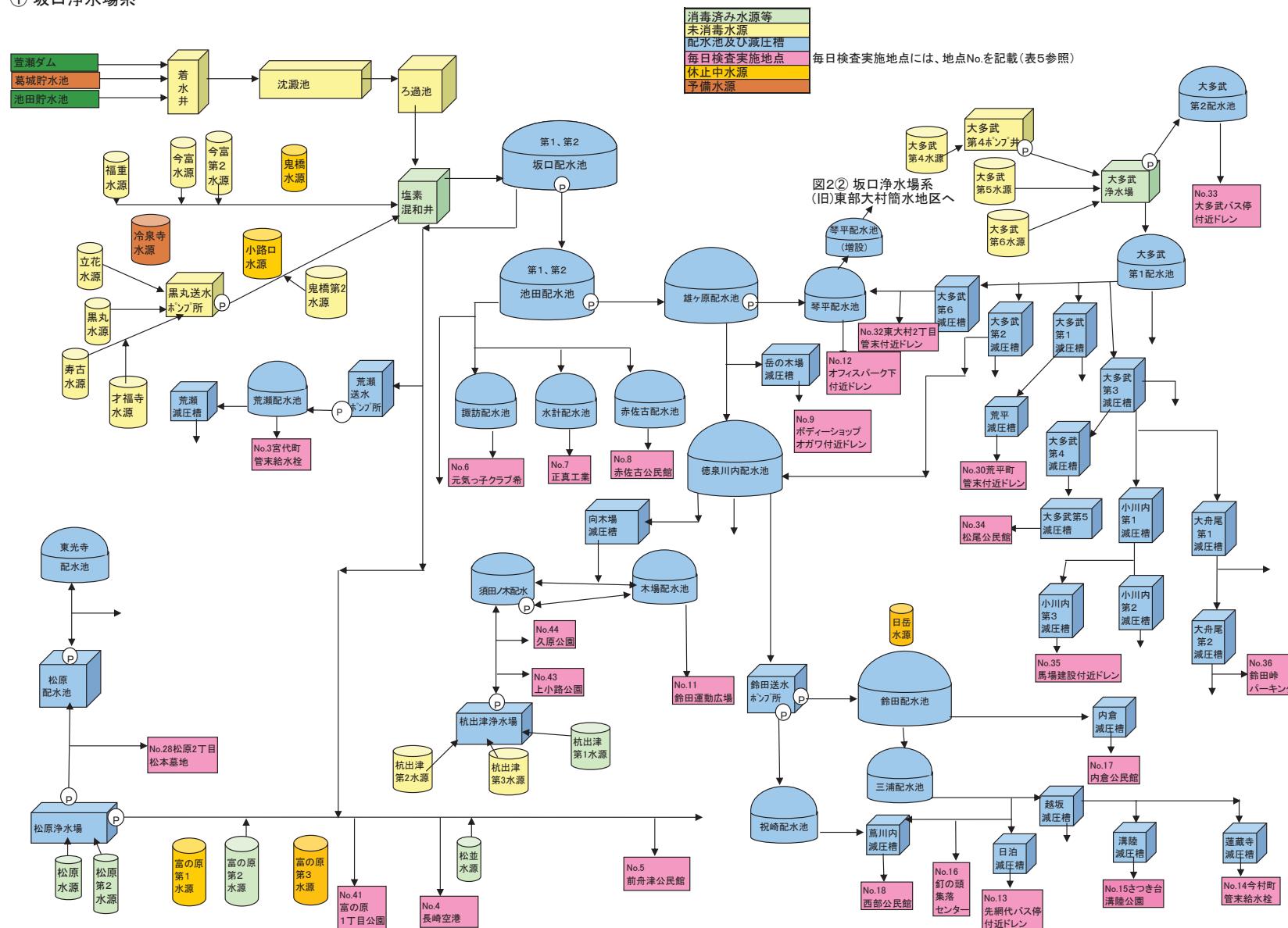
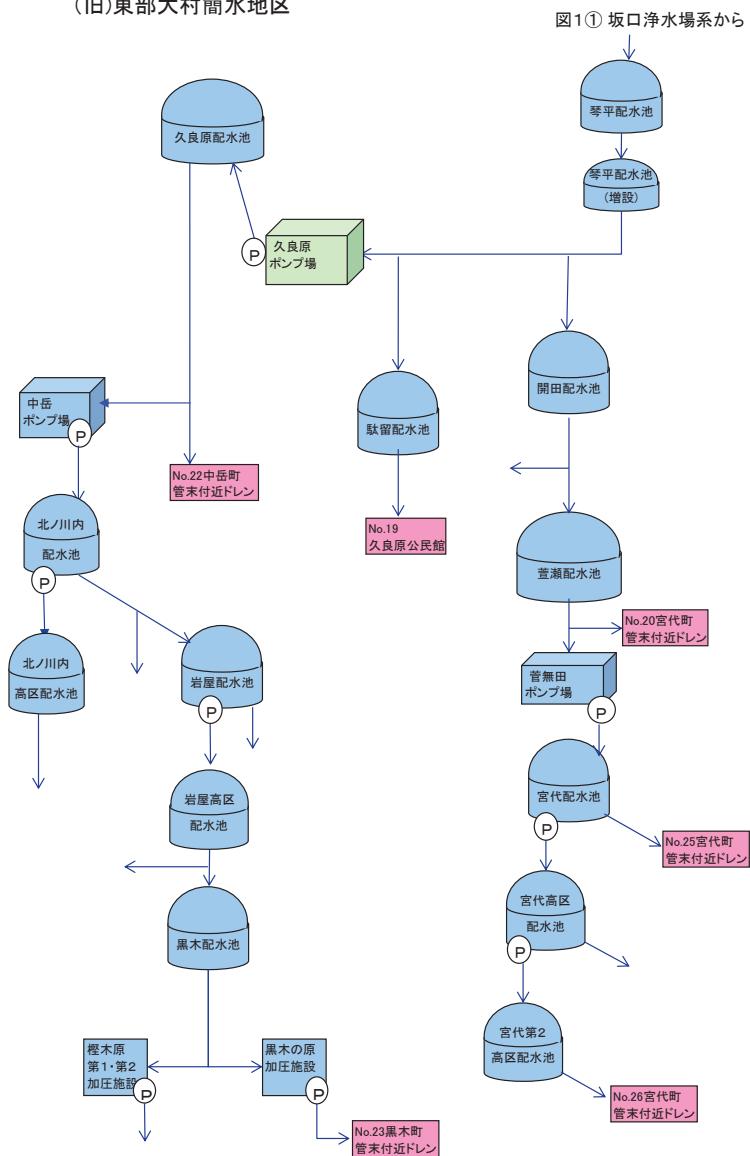


図2 毎日検査採水場所 及び 水源・配水池等略図

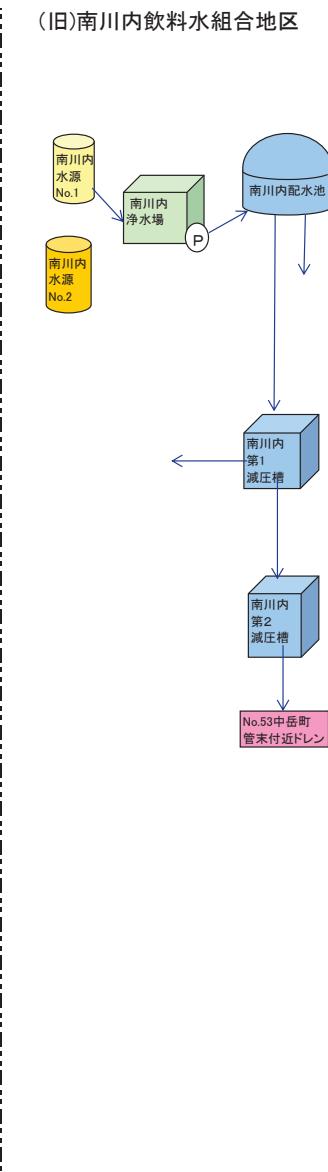
② 坂口浄水場系

(旧)東部大村簡水地区



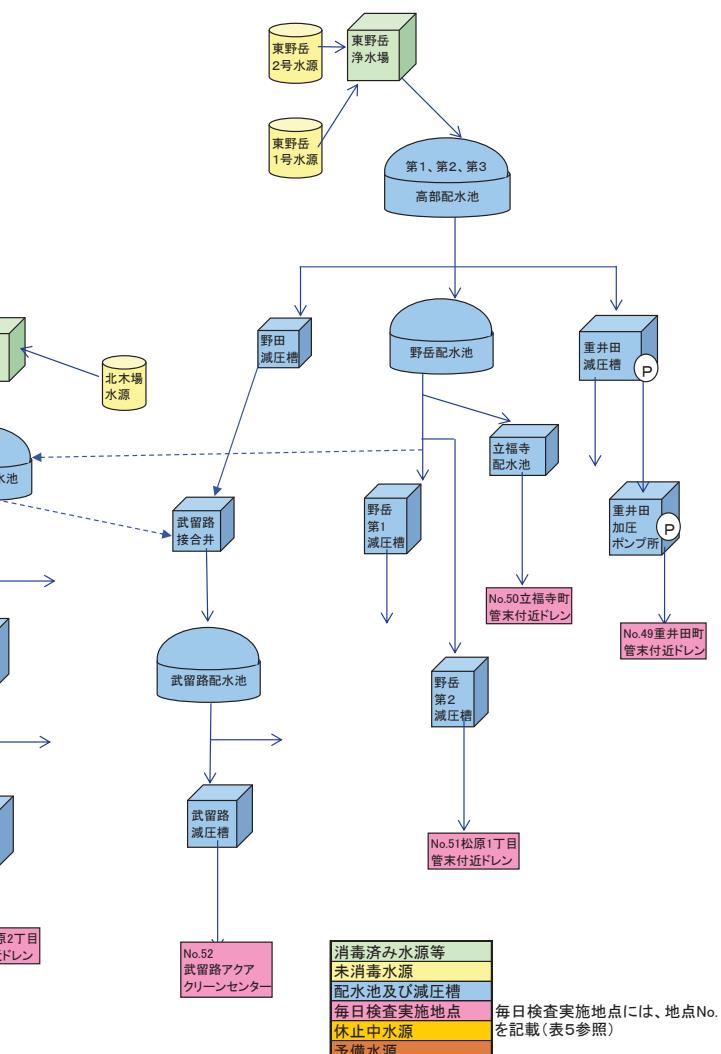
③ 南川内浄水場系

(旧)南川内飲料水組合地区



④ 北木場浄水場系、東野岳浄水場系

(旧)北部大村簡水地区



消毒済み水源等
未消毒水源
配水池及び減圧槽
毎日検査実施地点
休止中水源
予備水源

毎日検査実施地点には、地点No.を記載(表5参照)

表1 水道水の水質検査地点、項目及び頻度

水系	配水池系	採水地点	No.	検査内容							
				自己検査			委託検査				
				毎日検査	毎月検査	年2回検査	毎月検査	3ヶ月検査	年1回検査	3年1回検査	
坂口浄水場系	坂口浄水場	表流水系	ろ過水	1	別表1-1	別表1-3	別表1-7	別表1-5	別表1-6	別表1-13	
	坂口浄水場	表流水・地下水系	坂口浄水場配水	2	別表1-2	別表1-3		別表1-9		別表1-14	
	坂口配水池系	荒瀬配水池系	(宮代町)管末給水栓	3	別表1-2	別表1-4	別表1-14-2	別表1-7	別表1-5	別表1-6	別表1-13
		長崎空港		4	別表1-2	別表1-4	別表1-14-2		別表1-5	別表1-6	別表1-13
		前舟津公民館		5	別表1-2	別表1-4	別表1-14-2		別表1-5	別表1-6	別表1-13
	池田配水池系	調訪配水池系	元気っこアーバ	6	別表1-2	別表1-4	別表1-14-2				
	赤佐古配水池系	水計配水池系	正真工業	7	別表1-2	別表1-4	別表1-14-2				
		赤佐古公民館		8	別表1-2	別表1-4	別表1-14-2				
	雄ヶ原配水池系	岳ノ木場減圧槽系	ホディイショップオガワ付近ドレ	9	別表1-2						
		(上諏訪町)管末給水栓		10		別表1-4	別表1-14-2				
		木場配水池系	鈴木運動広場	11	別表1-2	別表1-4	別表1-14-2		別表1-5	別表1-6	別表1-13
鈴田配水池	琴平配水池系	オフィスパーク下トレ		12	別表1-2		別表1-14-2				
	日泊減圧槽系	先網代バス停付近ドレ		13	別表1-2		別表1-14-2				
		蓮藏寺減圧槽系	(今村町)管末給水栓	14	別表1-2		別表1-14-2				
	溝陸減圧槽系	さつき台溝陸公園		15	別表1-2	別表1-4	別表1-14-2		別表1-5	別表1-6	別表1-13
		三浦配水池系	釘の頭集落センター	16	別表1-2		別表1-14-2				
		内倉減圧槽系	内倉公民館	17	別表1-2		別表1-14-2				
	祝崎配水池	鳶川内減圧槽系	西部公民館	18	別表1-2	別表1-4	別表1-14-2		別表1-5	別表1-6	別表1-13
(旧東部大字村簡便水地区)	駄留配水池系	久良原公民館		19	別表1-2		別表1-14-2				
	開田配水池系	菅瀬配水池系	(宮代町)管末付近ドレ	20	別表1-2						
		吉丸集落センター		21		別表1-4	別表1-14-2		別表1-5	別表1-6	別表1-13
	久良原配水池系	(中岳町)管末付近ドレ		22	別表1-2		別表1-14-2				
	岩屋高区配水池系	黒木配水池系	(黒木町)管末付近ドレ	23	別表1-2						
	菅無田おんづ場系	宮代配水池系	(宮代町)管末付近ドレ	25	別表1-2		別表1-14-2				
水松原水系	宮代配水池系	宮代第2高区配水池系	(宮代町)管末付近ドレ	26	別表1-2		別表1-14-2				
	松原浄水場	淨水		27	別表1-2	別表1-4					
	松原配水池系	(松原2丁目)松木基地		28	別表1-2	別表1-4	別表1-14-2		別表1-5	別表1-6	別表1-13
	大多武浄水場	淨水		29	別表1-2	別表1-4					
	大多武第1配水池	(荒平町)管末付近ドレ		30	別表1-2						
		荒平減圧槽系	荒平公民館	31		別表1-4	別表1-14-2		別表1-5		別表1-13
大多武浄水場系	大多武第6減圧槽系	(東大村2丁目)管末付近ドレ		32	別表1-2		別表1-14-2				
	大多武第2配水池	大多武バス停付近ドレ		33	別表1-2		別表1-14-2				
	大多武第5減圧槽系	松尾公民館		34	別表1-2		別表1-14-2				
		小川内第3減圧槽系	馬場建設付近ドレ	35	別表1-2		別表1-14-2				
	大多武第3減圧槽系	大舟尾第2減圧槽系	鈴田峠バーキング	36	別表1-2	別表1-4	別表1-14-2				
	富の原系	富の原第1水源	淨水	37							
地下水出津	富の原第2水源	淨水		38	別表1-2						
	富の原第3水源	淨水		39							
	松並水系	淨水		40	別表1-2						
	富の原水系	富の原1丁目公園		41	別表1-2	別表1-4	別表1-14-2		別表1-5	別表1-6	別表1-13
	杭出津	杭出津浄水場	淨水	42	別表1-2	別表1-4					
		上小路公園		43	別表1-2	別表1-4	別表1-14-2		別表1-5	別表1-6	別表1-13
地下水北水場系	須田木配水池系	久原公園		44	別表1-2	別表1-4	別表1-14-2				
		北木場浄水場	淨水	45	別表1-2						
	北木場配水池系	(松原2丁目)管末付近ドレ		46	別表1-2						
		北木場第2減圧槽系	北木場第2減圧槽	47		別表1-4	別表1-14-2		別表1-5	別表1-14	別表1-13
	東野岳浄水場	淨水		48	別表1-2	別表1-4					
	高部配水池系	重井田加圧ポンプ所系	(重井田町)管末付近ドレ	49	別表1-2		別表1-4				
東野岳浄水場系	野岳配水池系	立福寺配水池系	(立福寺町)管末付近ドレ	50	別表1-2		別表1-4				
	武留路配水池系	野岳第2減圧槽系	(松原1丁目)管末付近ドレ	51	別表1-2		別表1-4				
	南川内淨水場系	武留路減圧槽系	武留路アクリーンセンター	52	別表1-2	別表1-4	別表1-14-2		別表1-5		別表1-13
	南川内淨水場系	南川内第2減圧槽系	(中岳町)管末付近ドレ	53	別表1-2						
東野岳浄水場系	南川内淨水場系	南川内第2減圧槽出口		54	別表1-2	別表1-4	別表1-14-2		別表1-5		別表1-13

別表1	
1-1(浄水場毎日検査)	
水温	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	
塩化物イオン	
有機物(TOC)	
一般細菌	
PH値	
電気伝導率	
濁度	
色度	
臭氣	
残留塩素	
1-2(管末毎日検査)	
残留塩素	
色・濁り	
1-3(浄水場淨水毎月検査)	
水温	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	
塩化物イオン	
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	
アルカリ度	
電気伝導率	
PH値	
フッ素及びその化合物	
硫酸イオン	
ナトリウム及びその化合物	
亜硝酸態窒素	
塩素素	
ランゲリア指數(簡便計算法)	
侵食性遊離炭酸	
残留塩素	
1-4(基準項目検査)(51項目)	
1 一般細菌	
2 大腸菌	
3 カドミウム及びその化合物	
4 水銀及びその化合物	
5 セレン及びその化合物	
6 鉛及びその化合物	
7 ひ素及びその化合物	
8 ベンズクロム化合物	
9 亜硝酸態窒素	
10 ジアン化物イオン及び塩化シア	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	
12 フッ素及びその化合物	
13 ほう素及びその化合物	
14 四塩化炭素	
15 1,4-ジオキサン	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	
17 ジクロロメタン	
18 ナトロクロロエチレン	
19 トリクロロエチレン	
20 ベンゼン	
21 塩素酸	
22 クロロ酢酸	
23 クロロホルム	
24 クロロヘキシル	
25 クロモクロロメタン	
26 臭素酸	
27 総リハロドタ	
28 リクロロ酢酸	
29 プロモジクロロメタン	
30 プロモホルム	
31 ホルムアルデヒド	
1-5(基準項目3ヶ月検査)	
10 シアン化物イオン及び塩化シア	
22 クロロ酢酸	
23 クロロホルム	
24 ジクロロ酢酸	
25 ジクロモクロロメタン	
26 臭素酸	
27 総リハロドメタン	
28 リクロロ酢酸	
29 プロモジクロロメタン	
30 プロモホルム	
31 ホルムアルデヒド	
1-6(アルミニウム委託検査)	
33 アルミニウム及びその化合物	
1-7(臭気物質検査)	
42 ジェオスミン	
43 2-メチルイソボルネオール	
1-8(農業用殺虫剤)	
44 フェノール類	
45 フェノール類	
46 有機物(TOC)	
47 pH値	
48 味	
49 臭気	
50 色度	
51 濁度	

表2 水源の水質検査地点、項目及び頻度

水系	水源名	採水地点	検査内容					
			自己検査		委託検査			
坂口浄水場系	表流水系	菅瀬ダム原水	別表2-1	別表2-3	別表2-19-2	別表2-6	別表2-9	別表2-11
		坂口浄水場	別表2-1	別表2-3	別表2-19-2	別表2-6	別表2-9	別表2-7
		葛城貯水池原水 ¹⁾	別表2-1	別表2-3	別表2-19-2	別表2-6	別表2-9	別表2-11
	地下水系	坂田貯水池原水	別表2-1	別表2-3	別表2-19-2	別表2-6	別表2-9	別表2-11
		混合原水	別表2-1	別表2-3	別表2-19-2	別表2-6	別表2-9	別表2-7
		沈殿処理水	別表2-1	別表2-3	別表2-19-2	別表2-6	別表2-9	別表2-7
富の原系	地下水系	今富水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2		別表2-11	別表2-10
		今富第2水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2		別表2-10	別表2-18
		福重水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2		別表2-10	別表2-18
		黒丸水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2	別表2-16	別表2-10	別表2-18
		立花水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2	別表2-11	別表2-10	別表2-18
	地下水系	寿古水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2		別表2-10	別表2-18
		才福寺水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2		別表2-10	別表2-18
		鬼橋水源	同水源内				別表2-18	
		小路口水源	同水源内				別表2-18	
		白岳水源	同水源内				別表2-18	
大多武系	地下水系	冷泉寺水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2		別表2-18	
		鬼橋第2水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2		別表2-10	別表2-18
		富原第1水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2		別表2-10	別表2-18
	地下水系	富原第2水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2		別表2-10	別表2-18
		富原第3水源	同水源内				別表2-10	別表2-18
		松並水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2		別表2-10	別表2-18
杭出津系	地下水系	大多武第4水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2		別表2-10	別表2-18
		大多武第5水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2		別表2-10	別表2-18
		大多武第6水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2		別表2-10	別表2-18
		杭出津第1水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2		別表2-10	別表2-18
		杭出津第2水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2		別表2-10	別表2-18
松原系	地下水系	杭出津第3水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2		別表2-10	別表2-18
		混合原水	杭出津淨水場	別表2-2	別表2-19-2		別表2-9	
		松原水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2		別表2-10	別表2-18
		松原第2水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2		別表2-10	別表2-18
北木場系	地下水系	北木場水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2		別表2-10	別表2-18
		東野岳1号水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2		別表2-10	別表2-18
		東野岳2号水源	同水源内	別表2-2	別表2-19-2		別表2-10	別表2-18
南川内系	地下水系	南川内水源No.1	同水源内	別表2-2	別表2-19-2		別表2-10	別表2-18
		南川内水源No.2	同水源内	別表2-2	別表2-19-2	別表2-9	別表2-10	別表2-18

1) 葛城貯水池を取水する期間のみ実施

水系	水源名	採水地点	検査内容					
			自己検査		委託検査			
坂口浄水場系	貯水池	上層	別表2-5					
		中層	別表2-5					
		下層	別表2-5					
	池田貯水池	上層	別表2-5					
		中層	別表2-5					
		下層	別表2-5					
貯水池流入河川	菅瀬ダム系	郡川砂防公園	別表2-4					
	葛城貯水池系	郡川中流賀田堰流入	別表2-4					
関係河川	池田貯水池系	池田貯水池流入	別表2-4					
		郡川下流					別表2-9	
		大上戸川下流					別表2-9	

別表2	
2-1(净水場毎日検査)	水温
	pH値
	電気伝導率
	アルカリ度
	濁度
	色度
	臭氣
	残留塩素
2-2(地下水毎月検査)	水温
	pH値
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
	塩化物イオン
	有機物(TOC)
	PH値
	一般細菌
	大腸菌MPN
	アルカリ度
	色度
	臭氣度
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
	フッ素及びその化合物
	硫酸イオン
	ナトリウム及びその化合物
	鉄及びその化合物(公定法以外)
	マンガン(公定法以外)
	アソニニア態窒素
	亜硝酸態窒素
	リン酸イオン
2-3(净水場毎月検査)	水温
	pH値
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
	塩化物イオン
	有機物(TOC)
	PH値
	臭氣
	色度
	濁度
	アルカリ度
	電気伝導率
	フッ素及びその化合物
	硫酸イオン
	ナトリウム及びその化合物
	鉄及びその化合物(公定法以外)
	マンガン(公定法以外)
	アソニニア態窒素
	亜硝酸態窒素
	リン酸イオン
2-4(河川毎月検査)	水温
	pH値
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
	塩化物イオン
	有機物(TOC)
	PH値
	臭氣
	色度
	濁度
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
	フッ素及びその化合物
	硫酸イオン
	ナトリウム及びその化合物
	鉄及びその化合物(公定法以外)
	マンガン(公定法以外)
	アソニニア態窒素
	亜硝酸態窒素
	リン酸イオン
2-5(貯水池毎月検査)	水温
	pH値
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
	塩化物イオン
	有機物(TOC)
	PH値
	臭氣
	色度
	濁度
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
	フッ素及びその化合物
	硫酸イオン
	ナトリウム及びその化合物
	鉄及びその化合物(公定法以外)
	マンガン(公定法以外)
	アソニニア態窒素
	亜硝酸態窒素
	リン酸イオン
2-6(臭気物質検査)	2-18(基準項目検査)(39項目)
42 ジオスマシン	1 一般細菌
43 2-メチルイソペルネオール	20 ベンゼン
2-7 消毒副生成物質生成能検査	32 垂鉛及びその化合物
2-9	33 アルミニウム及びその化合物
クリプトスボリウム検査	34 鉄及びその化合物
2-10 煙気性芽胞菌検査 定量	35 銅及びその化合物
2-11 (表12水槽) 水槽使用農薬検査	36 ナトリウム及びその化合物
2-12 (表13温州みかん) 温州みかん使用農薬検査	37 マンガングリセリド
2-16	38 塩化物イオン
18 テトラクロロエチレン	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)
2-17	40 蒸発残留物
19 リクログロロエチレン	41 フタリケン
28 従属栄養細菌	42 ジオスマシン
2-19-2(水質管理目標設定項目検査) (自己検査)	43 2-メチルイソペルネオール
	44 フェノール類
	45 シス-1,2-ジクロロエチレン
	46 有機物(TOC)
	47 PH値
	48 奥気
	49 色度
	50 濃度
	51 濁度

表3-1 水質基準(51項目)と検査頻度

令和2年4月1日施行

番号	項目	区分	分類	基準値	頻度				
					1ヵ月に 1回以上	3ヵ月に 1回以上	過去3年間が 基準値の1/2以下 年1回	過去基準値の1/2を超えたことがない 3年に1回まで省略可能	
1	一般細菌	微生物	健 康 に 關 する 金 属	100個/mL以下	省略不可能				
2	大腸菌			不検出	省略不可能				
3	カーネミウム及びその化合物			0.003 mg/L以下		省略可能	省略可能		
4	水銀及びその化合物			0.0005 mg/L以下		省略可能	省略可能		
5	セレン及びその化合物			0.01 mg/L以下		省略可能	省略可能		
6	鉛及びその化合物			0.01 mg/L以下		省略可能	省略可能		
7	ヒ素及びその化合物			0.01 mg/L以下		省略可能	省略可能		
8	6価クロム化合物			0.02 mg/L以下		省略可能	省略可能		
9	亜硝酸態窒素			0.04 mg/L以下		省略可能			
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン			0.01 mg/L以下		省略可能			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	無機物質	金 属	10 mg/L以下		省略可能			
12	フッ素及びその化合物			0.8 mg/L以下		省略可能	省略可能		
13	ほう素及びその化合物			1.6 mg/L以下		省略可能	省略可能		
14	四塩化炭素			0.002 mg/L以下		省略可能			
15	1,4-ジオキサン			0.05 mg/L以下		省略可能			
16	シース-1,2-ジクロロエチレン及び トランスク-1,2-ジクロロエチレン			0.04 mg/L以下		省略可能			
17	ジクロロメタン			0.02 mg/L以下		省略可能			
18	テトラクロロエチレン			0.01 mg/L以下		省略可能			
19	トリクロロエチレン			0.01 mg/L以下		省略可能			
20	ベンゼン			0.01 mg/L以下		省略可能			
21	塩素酸	成 物	消 毒 副 生 成 物	0.6 mg/L以下		省略不可能			
22	クロロ酢酸			0.02 mg/L以下		省略不可能			
23	クロロホルム			0.06 mg/L以下		省略不可能			
24	ジクロロ酢酸			0.03 mg/L以下		省略不可能			
25	ジクロロクロロメタン			0.1 mg/L以下		省略不可能			
26	臭素酸			0.01 mg/L以下		省略可能	省略可能		
27	脱ハロゲンメタン			0.1 mg/L以下		省略不可能			
28	トリクロロ酢酸			0.03 mg/L以下		省略不可能			
29	ブロモジクロロメタン			0.03 mg/L以下		省略不可能			
30	クロモホルム			0.09 mg/L以下		省略不可能			
31	ホルムアルデヒド	性 状	金 屬	0.08 mg/L以下		省略不可能			
32	亜鉛及びその化合物			1 mg/L以下		省略可能	省略可能		
33	アルミニウム及びその化合物			0.2 mg/L以下		省略可能	省略可能		
34	鉄及びその化合物			0.3 mg/L以下		省略可能	省略可能		
35	銅及びその化合物			1 mg/L以下		省略可能	省略可能		
36	ナトリウム及びその化合物			200 mg/L以下		省略可能	省略可能		
37	色			0.05 mg/L以下		省略可能	省略可能		
38	塩化物イオン			200 mg/L以下		省略不可能			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			300 mg/L以下		省略可能	省略可能		
40	蒸発残留物			500 mg/L以下		省略可能	省略可能		
41	陰イオン界面活性剤	性 状	有機物質	0.2 mg/L以下		省略可能	省略可能		
42	ジエオスミン			0.00001 mg/L以下		省略可能		省略可能	
43	2-メチルイソプロピルオール			0.00001 mg/L以下		省略可能			
44	非イオン界面活性剤			0.02 mg/L以下		省略可能	省略可能		
45	フェノール類			0.005 mg/L以下		省略可能	省略可能		
46	有機物(TOC)			3 mg/L以下		省略不可能			
47	pH値			5.8~8.8		省略不可能			
48	味			異常でない		省略不可能			
49	臭気			異常でない		省略不可能			
50	色度			5度以下		省略不可能			
51	濁度			2度以下		省略不可能			

表3-2 水質基準(51項目)解説

番号	項目	分類	説明	主な使われ方
1	一般細菌	微生物	水の一般的清浄度を示す指標であり、平常時は水道水中には極めて少ないので、これが著しく増加した場合には病原生物に汚染されている疑いがあります。	
2	大腸菌	微生物	人や動物の腸管内や土壤に存在しています。水道水中に検出された場合には病原生物に汚染されている疑いがあります。	
3	カドウム及びその化合物	金属	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出することができます。イタライタイ病の原因物質として知られています。	電池、メッキ、顔料
4	水銀及びその化合物	金属	水銀床などでの地帯を走る河川や、工場排水、農薬、下水などの混入によって河川水などで検出することができます。有機水銀化合物は致死の原因物質として知られています。	電池、蓄電池、活字、ハンダ
5	セレン及びその化合物	金属	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出することができます。	半導体材料、顔料、薬剤
6	鉛及びその化合物	金属	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出することができます。	鉛管、蓄電池、活字、ハンダ
7	ヒ素及びその化合物	金属	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出することができます。	半導体材料、顔料、薬剤
8	6価クロム化合物	有機化物質	地質の影響、鉱山、流域などから河川水などで流入することがあります。イタライタイ病の原因物質として知られています。	合金、半導体材料
9	亜硝酸態窒素	化学	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出することができます。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症(チアーゼ病)を引き起こします。水、土壤中で硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、アンモニア態窒素に変化します。	メック
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	学	工場排水などの混入によって河川水などで検出することができます。	無機肥料、食品防腐剤、発色剤
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	物質	窒素肥料、廃棄した動物物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出されます。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症(チアーゼ病)を引き起こします。水、土壤中で硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、アンモニア態窒素に変化します。	害虫駆除剤、メック
12	フッ素及びその化合物	化	工場排水などの混入によって河川水などで検出することができます。	害虫駆除剤、メック
13	ほう素及びその化合物	成	地質の影響、鉱山排水、工場排水などの混入によって河川水などで検出することができます。	フッ素ガス製造、表面処理剤
14	四塩化炭素	物質	地質の影響、鉱山、流域などから河川水などで検出することができます。	表面処理剤、ガラス、エポルム工業、浴室、陶器、ホワロ
15	1,4-ジオキサン	化	地質の影響、鉱山排水などの混入によって河川水などで検出することができます。	洗浄剤、合成皮革用溶剤
16	シース-1,2-ジクロロエチレン及び トランスク-1,2-ジクロロエチレン	合	地質の影響、廃棄した動物物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出することができます。	溶剤、香料、ラッカー
17	ジクロロメタン	成	地質の影響、廃棄した動物物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出することができます。	殺虫剤、塗料、ニス
18	テトラクロロエチレン	物	地質の影響、廃棄した動物物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出することができます。	ドライクリーニング
19	トリクロロエチレン	質	地質の影響、廃棄した動物物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出することができます。	溶剤、脱脂剤
20	ベンゼン	生	地質の影響、廃棄した動物物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出することができます。	染料、合成ゴム、有機顔料
21	塩素酸	物	地質の影響、廃棄した動物物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出することができます。	表面処理剤、グラス、エポルム工業、浴室、陶器、ホワロ
22	クロロ酢酸	成	地質の影響、廃棄した動物物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出することができます。	フッ素ガス原料、ワックス、樹脂原
23	クロロホルム	物	地質の影響、廃棄した動物物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出することができます。	樹脂、溶剤、洗浄剤
24	ジクロロ酢酸	質	地質の影響、廃棄した動物物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出することができます。	表面処理剤、ラバ、ニス
25	ジブロクロロメタン	生	地質の影響、廃棄した動物物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出することができます。	洗浄剤
26	臭素酸	成	地質の影響、廃棄した動物物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出することができます。	毛髪のコルドウエーブ用薬品
27	2-ブリオロヘキサメタン	物	地質の影響、廃棄した動物物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出することができます。	クロロホルム、ジブロクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルムの合計をトリハロメタンといいます。
28	トリクロロ酢酸	生	地質の影響、廃棄した動物物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出することができます。	
29	ブロモジクロロメタン	成	地質の影響、廃棄した動物物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出することができます。	
30	クロモホルム	物	地質の影響、廃棄した動物物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出することができます。	
31	ホルムアルデヒド	質	地質の影響、廃棄した動物物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出することができます。	
32	垂鉛及びその化合物	生	鉱山排水、工場排水などの混入によって垂鉛が溶出するに由来して検出されることがあります。高濃度に含まれると白濁の原因となります。	トタン板、合金、乾電池
33	アルミニウム及びその化合物	成	工場排水などの混入によってアルミニウム系凝固剤に由来して検出されることがあります。高濃度に含まれると白濁の原因となります。	アルミニウム製品、電線、ダイカスト、印刷インク
34	鉄及びその化合物	物	鉱山排水、工場排水などの混入によって検出されることがあります。高濃度に含まれると異臭味(ナカナ)や、洗濯物などを悪臭にする原因となります。	建物、橋梁、造船
35	銅及びその化合物	金	銅山排水、工場排水、農業用水や雨水や洗濯水などは使用される銅管、真鍮器具などからの溶出に由来して検出されることがあります。高濃度に含まれると異臭味(ナカナ)や、洗濯物などを悪臭にする原因となります。	建物、橋梁、造船、熱交換器
36	ナトリウム及びその化合物	化	工場排水による水の過剰により由来して検出されることがあります。高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。	奇性レーダ、石鹼
37	マンガン及びその化合物	物	地質の影響や、盆地排水、工場排水の混入によって河川水などで検出されることがあります。溶解する塩素を含むと黒色を呈することがあります。	合金、乾電池、ガラス
38	塩化物イオン	成	地質の影響や、盆地排水、工場排水及びし尿などの混入によって河川水などで検出され、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。	食糧、塩素ガス
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	物質	硬度はカルシウムとマグネシウムの合計量をいい、主として地質によるものです。硬度が低すぎると浴泊でくのい味がし、高すぎるといつこい味がします。また、硬度が高いと石灰岩を悪くします。	カルシウム、肥料、さらし粉
40	無機物質	物質	水を酸性化させたときに得られる酸性物質のこと。主なものはカルシウム、マグネシウム、ケイ酸などの塩類及び有機物です。溶存物が多いと水を酸性化させます。	マグネシウム・合金、電池
41	陰イオン界面活性剤	界面活性剤	生活排水や工場排水などの混入に由来して、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。	合成洗剤
42	ジエオスミン	界面活性剤	湖沼などに富栄養化現象に伴い発生するアナバナなどの藍藻類によつて产生されるがど原の原因物質です。	
43	2-メチルイソプロピルオール	界面活性剤	湖沼などに富栄養化現象に伴い発生するオルジウムやオントリウムなどの藍藻類によつて产生されるがど原の原因物質です。	
44	非イオン界面活性剤	界面活性剤	生活排水や工場排水などの混入に由来して、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。	合成洗剤、シャンプー
45	フェノール類	界面活性剤	工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。微量でもとても異臭味の原因となります。	合成樹脂、繊維、香料、消毒剤、防腐剤の原料
46	有機物(TOC)	有機物	有機物などによる汚れの度合を示し、土壤に由来するか、水、下水、工場排水などの混入によっても増加します。水道水中に多いと水の濁りが悪くなります。	
47	pH値	基	0.0から14の数値を表され、pH7が中性。から小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。	
48	味	味	水の味は、地質や海水、工場排水、化学薬品などの混入及び藻類などの生物の繁殖に由来するもののか、水道管の内面塗装などに起因することもあります。	
49	臭気	臭	水の臭気は、藻類などの生物の繁殖、工場排水、下水の混入、地質などに伴うもののほか、水道水では使用される管の内面塗装などに起因することもあります。	
50	色度	色	水についている色の程度を示すもので、基準値の範囲内であれば無色な水といえます。	
51	濁度	度	水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえます。	

表4-1 水質検査を省略する項目とその理由

坂口浄水場系

番号	項目	基準値	平成26年度からの最大値	省略の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由	
1	一般細菌	100個/ml以下	12	×	1ヵ月に1回以上	1回／月	省略不可能項目	
2	大腸菌	不検出	不検出	×	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	0.003	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	0.0005	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
7	ひ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
8	6価クロム化合物	0.02 mg/L以下	0.005	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	0.004	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	0.001	未満	×	1回／月	省略不可能項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	2.06	○	1回／月	省略不可能項目	過去の検査結果が基準値の1/5を超えるため	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.08	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
13	ほう素及びその化合物	1 mg/L以下	0.05	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.004	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
17	ジクロロタン	0.02 mg/L以下	0.002	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.23	×	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	0.002	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.012	×	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.006	×	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.006	×	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	0.001	未満	○	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.02	×	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.01	×	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.009	×	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため	
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	0.009	未満	×	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	0.008	未満	×	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下	0.05	未満	○	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.07	○	1回／月	PACを使用しているため	過去において検出されていないため	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	0.03	未満	○	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下	0.005	未満	○	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	10	○	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	0.005	未満	○	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	16.5	×	1ヵ月に1回以上	1回／月	省略不可能項目	過去において基準値の1/2を超えたことがなく、水源に汚染源が存在しないため
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	57	○	3ヵ月に1回以上	1回／3年	省略不可能項目	過去において基準値の1/2を超えたことがなく、水源に汚染源が存在しないため
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	107	○	3ヵ月に1回以上	1回／3年	省略不可能項目	過去において基準値の1/10以下のため
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	0.02	未満	○	1回／月	原因藻類が発生しやすいため	過去において基準値の1/10以下のため
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000002	○	1回／月	原因藻類が発生しやすいため	過去において基準値の1/10以下のため	
43	2-メチルイソプロピルオール	0.00001 mg/L以下	0.00001	○	1回／月	原因藻類が発生しやすいため	過去において基準値の1/10以下のため	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	0.005	未満	○	1回／月	原因藻類が発生しやすいため	過去において基準値の1/10以下のため
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	0.0005	未満	○	1回／月	原因藻類が発生しやすいため	過去において基準値の1/10以下のため
46	有機物(TOC)	3 mg/L以下	0.5	×	1回／月	省略不可能項目	過去において基準値の1/2を超えたことがなく、水源に汚染源が存在しないため	
47	pH値	5.8~8.6	8.2	×	1回／月	省略不可能項目	過去において基準値の1/2を超えたことがなく、水源に汚染源が存在しないため	
48	味	異常でない	異常でない	×	1回／月	省略不可能項目	過去において基準値の1/2を超えたことがなく、水源に汚染源が存在しないため	
49	臭気	異常でない	異常でない	×	1回／月	省略不可能項目	過去において基準値の1/2を超えたことがなく、水源に汚染源が存在しないため	
50	色度	5 度以下	1.1	×	1回／月	省略不可能項目	過去において基準値の1/2を超えたことがなく、水源に汚染源が存在しないため	
51	濁度	2 度以下	0.6	×	1回／月	省略不可能項目	過去において基準値の1/2を超えたことがなく、水源に汚染源が存在しないため	

大多武浄水場系

番号	項目	基準値	平成26年度からの最大値	省略の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由	
1	一般細菌	100個/ml以下	1	×	1ヵ月に1回以上	1回／月	省略不可能項目	
2	大腸菌	不検出	不検出	×	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	0.0003	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	0.00005	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
7	ひ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
8	6価クロム化合物	0.02 mg/L以下	0.005	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	0.004	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	0.001	未満	×	1回／月	省略不可能項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1.6	○	1回／月	省略不可能項目	過去の検査結果が基準値の1/5以下のため	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.08	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
13	ほう素及びその化合物	1 mg/L以下	0.05	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.004	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
17	ジクロロタン	0.02 mg/L以下	0.002	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001	未満	○	1回／月	省略不可能項目	
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.06	未満	×	1回／月	省略不可能項目	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	0.002	未満	×	1回／月	省略不可能項目	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.006	未満	×	1回／月	省略不可能項目	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.006	×	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.006	×	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	0.001	未満	○	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.01	未満	○	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.003	未満	×	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.001	未満	×	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	0.009	未満	×	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	0.008	未満	×	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下	0.05	未満	○	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.02	未満	○	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	0.03	未満	○	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下	0.005	未満	○	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	8	○	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	0.005	未満	○	1回／月	省略不可能項目	過去において検出されていないため
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	6.1	×	1ヵ月に1回以上	1回／月	省略不可能項目	過去において基準値の1/2を超えたことがなく、水源に汚染源が存在しないため
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	36	○	3ヵ月に1回以上	1回／3年	省略不可能項目	過去において基準値の1/2を超えたことがなく、水源に汚染源が存在しないため
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	131	○	3ヵ月に1回以上	1回／3年	省略不可能項目	過去において基準値の1/10以下のため
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	0.02	未満	○	1回／月	原因藻類が発生しやすいため	過去において基準値の1/10以下のため
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000001	未満	○	1回／月	原因藻類が発生しやすいため	過去において基準値の1/10以下のため
43	2-メチルイソプロピルオール	0.00001 mg/L以下	0.000001	未満	○	1回／月	原因藻類が発生しやすいため	過去において基準値の1/10以下のため
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	0.005	未満	○	1回／月	原因藻類が発生しやすいため	過去において基準値の1/10以下のため
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	0.0005	未満	○	1回／月	原因藻類が発生しやすいため	過去において基準値の1/10以下のため
46	有機物(TOC)	3 mg/L以下	0.3	未満	×	1回／月	省略不可能項目	過去において基準値の1/2を超えたことがなく、水源に汚染源が存在しないため
47	pH値	5.8~8.6	7.8	×	1回／月	省略不可能項目	過去において基準値の1/2を超えたことがなく、水源に汚染源が存在しないため	
48	味	異常でない	異常でない	×	1回／月	省略不可能項目	過去において基準値の1/2を超えたことがなく、水源に汚染源が存在しないため	
49	臭気	異常でない	異常でない	×	1回／月	省略不可能項目	過去において基準値の1/2を超えたことがなく、水源に汚染源が存在しないため	
50	色度	5 度以下	0.6	×	1回／月	省略不可能項目	過去において基準値の1/2を超えたことがなく、水源に汚染源が存在しないため	
51	濁度	2 度以下	0.1	×	1回／月	省略不可能項目	過去において基準値の1/2を超えたことがなく、水源に汚染源が存在しないため	

表4-2 水質検査を省略する項目とその理由

	毎月検査	年1回検査
	3ヶ月検査	3年1回検査

富の原系

番号	項目	基準値	平成26年度からの最大値	省略の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/ml以下	1	×	1ヵ月に1回以上	1回／月	省略不可能項目
2	大腸菌	不検出	不検出	×	1ヵ月に1回以上	1回／月	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	0.0003 未満	○			
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	0.00005 未満	○			
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
7	ひ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
8	6価クロム化合物	0.02 mg/L以下	0.005 未満	○			
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	0.004 未満	○			
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	0.001 未満	×			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1.1	○			
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.08 未満	○			
13	ほう素及びその化合物	1 mg/L以下	0.05 未満	○			
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002 未満	○			
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005 未満	○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.004 未満	○			
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.002 未満	○			
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○	3ヵ月に1回以上		
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.16	×			
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	0.002 未満	×			
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.008	×			
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.005	×			
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.01 未満	×			
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.02	×			
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.007	×			
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.006	×			
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下	0.009 未満	×			
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	0.008 未満	×			
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下	0.05 未満	○			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.05	○			
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	0.03 未満	○			
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下	0.005 未満	○			
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	9	○			
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	0.005 未満	○			
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	10	×	1ヵ月に1回以上	1回／月	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	44	○	3ヵ月に1回以上		過去において基準値の1/2を超えたことがなく、水源に汚染源が存在しないため
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	96	○			過去において検出されていないため
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	0.02 未満	○	1ヵ月に1回以上		原因藻類が無いため
42	ジオスマシン	0.00001 mg/L以下	0.000001 未満	○	1ヵ月に1回以上		過去において検出されていないため
43	2-メチルイソポルネオール	0.00001 mg/L以下	0.000001 未満	○	1ヵ月に1回以上		過去において検出されていないため
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	0.005 未満	○	3ヵ月に1回以上		過去において検出されていないため
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	0.0005 未満	○	1ヵ月に1回以上		過去において検出されていないため
46	有機物(TOC)	3 mg/L以下	0.6	×			
47	pH値	5.8~8.6	7.7	×			
48	味	異常でない	異常なし	×	1ヵ月に1回以上	1回／月	省略不可能項目
49	臭気	異常でない	異常なし	×			
50	色度	5 度以下	0.6	×			
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	×			

杭出津浄水場系

番号	項目	基準値	平成26年度からの最大値	省略の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/ml以下	5	×	1ヵ月に1回以上	1回／月	省略不可能項目
2	大腸菌	不検出	不検出	×			
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	0.0003 未満	○			
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	0.00005 未満	○			
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
7	ひ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
8	6価クロム化合物	0.02 mg/L以下	0.005 未満	○			
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	0.004 未満	○			
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	0.001 未満	×			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	4.4	○			
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.08 未満	○			
13	ほう素及びその化合物	1 mg/L以下	0.05 未満	○			
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002 未満	○			
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005 未満	○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.004 未満	○			
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.002 未満	○			
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○	3ヵ月に1回以上		
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.19	×			
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	0.002 未満	×			
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.006 未満	×			
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.004 未満	×			
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.01 未満	×			
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.01	×			
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.003	×			
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.004	×			
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下	0.009 未満	×			
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	0.008 未満	×			
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下	0.05 未満	○			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.03 未満	○			
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	0.03 未満	○			
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下	0.005 未満	○			
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	14	○			
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	0.005 未満	○			
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	17	×	1ヵ月に1回以上	1回／月	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	76	○	3ヵ月に1回以上		過去において基準値の1/2を超えたことがなく、水源に汚染源が存在しないため
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	168	○			過去において検出されていないため
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	0.02 未満	○			原因藻類が無いため
42	ジオスマシン	0.00001 mg/L以下	0.000001 未満	○	1ヵ月に1回以上		過去において検出されていないため
43	2-メチルイソポルネオール	0.00001 mg/L以下	0.000001 未満	○	1ヵ月に1回以上		原因藻類が無いため
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	0.005 未満	○	3ヵ月に1回以上		過去において検出されていないため
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	0.0005 未満	○	1ヵ月に1回以上		過去において検出されていないため
46	有機物(TOC)	3 mg/L以下	0.5	×			
47	pH値	5.8~8.6	8.0	×			
48	味	異常でない	異常なし	×	1ヵ月に1回以上	1回／月	省略不可能項目
49	臭気	異常でない	異常なし	×			
50	色度	5 度以下	0.5 未満	×			
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	×			

表5-1水質検査を省略する項目とその理由

北木場浄水場系

番号	項目	基準値	平成26年度からの最大値	省略の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/ml以下	2	×	1ヵ月に1回以上	1回／月	省略不可能項目
2	大腸菌	不検出	不検出	×			
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	0.0003 未満	○			
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	0.00005 未満	○			
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
7	ひ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
8	6価クロム化合物	0.02 mg/L以下	0.005 未満	○			
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	0.004 未満	○			
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	0.001 未満	×			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.6	○			
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.08 未満	○			
13	ほう素及びその化合物	1 mg/L以下	0.05 未満	○			
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002 未満	○			
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005 未満	○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランスク-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.004 未満	○			
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.002 未満	○			
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.06 未満	×			
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	0.002 未満	×			
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.001 未満	×			
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.004 未満	×			
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.001 未満	×			
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.01 未満	×			
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.003 未満	×			
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.001 未満	×			
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下	0.009 未満	×			
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	0.008 未満	×			
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下	0.05 未満	○			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.02 未満	○			
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	0.03 未満	○			
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下	0.007	○			
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	8	○			
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	0.005 未満	○			
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	6.1	×	1ヵ月に1回以上	1回／月	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	40	○			
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	103	○			
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	0.02 未満	○			
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000001 未満	○			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	0.000001 未満	○			
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	0.002 未満	○			
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	0.0005 未満	○			
46	有機物(TOC)	3 mg/L以下	0.3 未満	×			
47	pH値	5.8~8.6	8.0	×			
48	味	異常でない	異常なし	×			
49	臭気	異常でない	異常なし	×			
50	色度	5 度以下	0.5 未満	×			
51	濁度	2 度以下	0.2	×			

東野岳浄水場系

番号	項目	基準値	平成26年度からの最大値	省略の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	年1回検査	
							3ヶ月検査	3年1回検査
1	一般細菌	100個/ml以下	0	×	1ヵ月に1回以上	1回／月	省略不可能項目	
2	大腸菌	不検出	検出しない	×				
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	0.0003 未満	○				
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	0.00005 未満	○				
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○				
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○				
7	ひ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○				
8	6価クロム化合物	0.02 mg/L以下	0.005 未満	○				
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	0.004 未満	○				
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	0.001 未満	×				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.6	○				
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.08 未満	○				
13	ほう素及びその化合物	1 mg/L以下	0.05 未満	○				
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002 未満	○				
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005 未満	○				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランスク-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.004 未満	○				
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.002 未満	○				
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○				
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○				
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○				
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.06 未満	×				
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	0.002 未満	×				
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.001 未満	×				
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.004 未満	×				
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.001 未満	×				
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○				
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.01 未満	×				
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.003 未満	×				
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.001 未満	×				
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下	0.009 未満	×				
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	0.008 未満	×				
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下	0.05 未満	○				
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.02 未満	○				
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	0.03 未満	○				
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下	0.005 未満	○				
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	8	○				
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	0.005 未満	○				
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	5.5	×	1ヵ月に1回以上	1回／月	省略不可能項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	38	○				
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	109	○				
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	0.02 未満	○				
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000001 未満	○				
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	0.000001 未満	○				
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	0.002 未満	○				
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	0.0005 未満	○				
46	有機物(TOC)	3 mg/L以下	0.3 未満	×				
47	pH値	5.8~8.6	8.0	×				
48	味	異常でない	異常なし	×				
49	臭気	異常でない	異常なし	×				
50	色度	5 度以下	0.5 未満	×				
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	×				

表5-2水質検査を省略する項目とその理由

南川内浄水場系

毎月検査	年1回検査
3ヶ月検査	3年1回検査

番号	項目	基準値	平成26年度からの最大値	省略の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/ml以下	3	×	1ヵ月に1回以上	1回／月	省略不可能項目
2	大腸菌	不検出	不検出	×			
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	0.0003 未満	○			
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	0.00005 未満	○			
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
7	ひ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	0.005 未満	○			
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	0.004 未満	○			
10	シアノ化物イオン及び塩化シン	0.01 mg/L以下	0.001 未満	×			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.2	○			
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.08 未満	○			
13	ほう素及びその化合物	1 mg/L以下	0.05 未満	○			
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002 未満	○			
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005 未満	○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.004 未満	○			
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.002 未満	○			
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.06 未満	×			
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	0.002 未満	×			
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.001 未満	×			
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.004 未満	×			
25	ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.001 未満	×			
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	0.001 未満	○			
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.01 未満	×			
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.003 未満	×			
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.001 未満	×			
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下	0.009 未満	×			
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	0.008 未満	×			
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下	0.05 未満	○			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.02 未満	○			
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	0.03 未満	○			
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下	0.005 未満	○			
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	7	○			
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	0.005 未満	○			
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	4.4	×	1ヵ月に1回以上	1回／月	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	24.1	○	3ヵ月に1回以上		過去において基準値の1/2を超えたことがなく、水源に汚染源が存在しないため
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	98	○			過去において検出されていないため
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	0.02 未満	○	1ヵ月に1回以上	1回／3年	原因藻類が無いため
42	ジエオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000001 未満	○			過去において検出されていないため
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	0.000001 未満	○	3ヵ月に1回以上		
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	0.005 未満	○			
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	0.0005 未満	○			
46	有機物(TOC)	3 mg/L以下	0.3 未満	×			
47	pH値	5.8~8.6	7.6	×			
48	味	異常でない	異常でない	×			
49	臭気	異常でない	異常でない	×			
50	色度	5 度以下	0.5 未満	×			
51	濁度	2 度以下	0.1	×			

表6 水質管理目標設定項目

水道水質管理上留意すべき項目 (令和2年4月1日施行)

項目	目標値	項目の説明
1 アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	天然水中にはほとんど存在せず、半導体材料などに使用され、汚染源は工場排水などがある。目標値は、毒性を考慮して定められている。
2 ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)	天然に存在する放射性元素で、花崗岩などに広く分布する。目標値は、毒性を考慮して定められている。
3 ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下(暫定)	汚染源は、鉱山廃水や工場排水などがあるが、ニッケルメッキからの溶出もある。目標値は、毒性を考慮して定められている。
5 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	揮発性有機化合物で、合成樹脂原料、有機溶剤、殺虫剤などに使用される。目標値は発ガン性を考慮して定められている。
8 トルエン	0.4mg/L以下	揮発性有機化合物で、塗料、染料、香料、接着剤などの原料に使用される。目標値は、毒性を考慮して定められている。
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	プラスチックの可塑剤として使用されている。目標値は、環境ホルモン(内分泌搅乱作用)の疑いを考慮して定められている。
10 垂塩素酸	0.6mg/L以下	二酸化塩素による消毒副生成物として生じる。目標値は、毒性を考慮して定められている。
12 二酸化塩素	0.6mg/L以下	水の消毒や紙パルプの漂白に使用される。目標値は、毒性を考慮して定められている。
13 ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	水中の有機物と塩素が反応して生成される消毒副生成物である。目標値は毒性を考慮して定められている。
14 抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	水中の有機物と塩素が反応して生成される消毒副生成物であるが、医薬品の原料にも使用される。目標値は毒性を考慮して定められている。
15 農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	水道水で検出される可能性が高い農薬118種類についてそれぞれの目標値を設定し、総農薬方式という評価方法が採用された。目標値は、地域の状況を適切に考慮して設定した測定対象農薬について総農薬方式により検出指針値が1を超えないように定められている。
16 残留塩素	1mg/L以下	塩素消毒後に残留する塩素であり、0.1mg/L以上確保することが義務付けられているが上限は決まっていない。目標値は、臭いの観点から定められている。
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	水質基準値は石鹼の泡立ちへの影響を考慮して定められているが、目標値はおいしい水の観点から定められている。
18 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	水質基準値は、着色を防止する観点から定められているが、より質の高い水道水の供給を目標として定められている。
19 遊離炭酸	20mg/L以下	水道水中の炭酸のことで、目標値はおいしい水の観点から定められている。
20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	揮発性有機化合物で、ドライクリーニング剤、金属脱脂洗浄剤に使用される。目標値は臭味発生防止の観点から定められている。
21 メチルエーテル	0.02mg/L以下	ガソリンのオクタン値向上剤や溶剤に使用される。目標値は臭味発生防止の観点から定められている。
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	水中の有機物量の指標で、多い場合は渋みを感じる。目標値は、おいしい水の観点から定められている。
23 臭気強度(TON)	3以下	水が持つ臭いの強さを示す。目標値は、おいしい水の観点から定められている。
24 蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	水質基準値は、味覚の観点から定められているが、目標値は、おいしい水の観点から定められている。
25 濁度	1度以下	水質基準値は、肉眼でほとんど濁りを感じないことを考慮して定められているが、より質の高い水道水の供給を目標として定められている。
26 pH値	7.5程度	水質基準が定められているが、目標値は給水管の腐食防止の観点から定められている。
27 ランゲリア指数(腐食性)	-1程度以上とし、極力0に近づける	水の金属腐食性を示すもので、水道施設の維持管理の観点から目標値が定められている。
28 従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	浄水処理過程や消毒過程での細菌の挙動を評価するのに適しており、また、配水系における塩素の消失や滞留の状況を評価することにも適している。
29 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ポリビニリデン原料に使用され、地下水汚染物質として知られている。
30 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	アルミニウム系凝集剤として浄水処理に用いられる。健康影響はあまり懸念されませんが、アルミニウム存在下で低濃度の鉄が水の変色を引き起こすことがある。
31 ベルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びベルフルオロオクタン酸(PFOA)	ベルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びベルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として0.00005mg/L以下(暫定)	泡消火材やはっ水剤に使用される。PFOSは平成22年に国内での製造・使用が禁止されている。PFOAについても、国内での製造・使用を禁止する動きがある。耐熱性や耐薬品性に優れており、分解されにくい性質がある。

表7 水質管理目標設定項目15 農薬類 リスト

令和2年4月1日施行

番号	農薬名	用途	目標値
1	1,3-ジクロロプロベン(D-D)	殺虫剤	0.05 mg/L以下
2	2,2-DPA(ダラボン)	除草剤	0.08 mg/L以下
3	2,4-D(2,4-PA)	除草剤	0.02 mg/L以下
4	EPN	殺虫剤	0.004 mg/L以下
5	MCPA	除草剤	0.005 mg/L以下
6	アシュラム	除草剤	0.9 mg/L以下
7	アセフェート	殺虫剤殺菌剤	0.006 mg/L以下
8	アトラジン	除草剤	0.01 mg/L以下
9	アニロホス	除草剤	0.003 mg/L以下
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006 mg/L以下
11	アラクロール	除草剤	0.03 mg/L以下
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.005 mg/L以下
13	イソフェンホス	殺菌剤	0.001 mg/L以下
14	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	0.01 mg/L以下
15	イソプロオラン(IPT)	殺虫剤殺菌剤植物成長調整剤	0.3 mg/L以下
16	イプロベンホス(IPB)	殺菌剤	0.09 mg/L以下
17	イミノクタジン	殺虫剤殺菌剤	0.006 mg/L以下
18	インダノファン	除草剤	0.009 mg/L以下
19	エスプロカルブ	除草剤	0.03 mg/L以下
20	エトフェンプロックス	殺虫剤殺菌剤	0.08 mg/L以下
21	エンドスルファン(ヘンリ'エビン)	殺虫剤	0.01 mg/L以下
22	オキサジクロメホン	除草剤	0.02 mg/L以下
23	オキシン銅(有機銅)	殺虫剤殺菌剤	0.03 mg/L以下
24	オリサストロビン	殺虫剤殺菌剤	0.1 mg/L以下
25	カズサホス	殺虫剤	0.0006 mg/L以下
26	カフェンストロール	殺虫剤除草剤	0.008 mg/L以下
27	カルタップ	殺虫剤殺菌剤除草剤	0.08 mg/L以下
28	カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.02 mg/L以下
29	カルボフラン	代謝物	0.005 mg/L以下
30	キノクラミン(ACN)	除草剤	0.005 mg/L以下
31	キャブタン	殺菌剤	0.3 mg/L以下
32	クミルロン	除草剤	0.03 mg/L以下
33	グリホサート	除草剤	2 mg/L以下
34	グリホシネット	除草剤植物成長調整剤	0.02 mg/L以下
35	クロメブロップ	除草剤	0.02 mg/L以下
36	クロルニトロフェン(CNP)	除草剤	0.0001 mg/L以下
37	クロルビリホス	殺虫剤	0.003 mg/L以下
38	クロロタロニル(TPN)	殺虫剤殺菌剤	0.05 mg/L以下
39	シアナジン	除草剤	0.001 mg/L以下
40	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	0.003 mg/L以下

番号	農薬名	用途	目標値
41	ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02 mg/L以下
42	ジクロベニル(DBN)	除草剤	0.03 mg/L以下
43	ジクロロボス(DDVP)	殺虫剤	0.008 mg/L以下
44	ジクワット	除草剤	0.01 mg/L以下
45	ジスルホトン(エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004 mg/L以下
46	ジオカルバメート系農薬	殺虫剤殺菌剤	0.005 mg/L以下
47	ジチオビル	除草剤	0.009 mg/L以下
48	シハロホップチル	除草剤	0.006 mg/L以下
49	シマジン(CAT)	除草剤	0.003 mg/L以下
50	ジメタメトリン	除草剤	0.02 mg/L以下
51	ジメトエート	殺虫剤	0.05 mg/L以下
52	シメトリン	除草剤	0.03 mg/L以下
53	ダイアジノン	殺虫剤殺菌剤	0.003 mg/L以下
54	ダイムロン	殺虫剤殺菌剤除草剤	0.8 mg/L以下
55	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソシアネート	殺菌剤	0.01 mg/L以下
56	チアジニル	殺虫剤殺菌剤	0.1 mg/L以下
57	チウラム	殺虫剤殺菌剤	0.02 mg/L以下
58	チオジカルブ	殺虫剤	0.08 mg/L以下
59	チオファネートメチル	殺虫剤殺菌剤	0.3 mg/L以下
60	チオベンカルブ	除草剤	0.02 mg/L以下
61	テフリルトリオン	除草剤	0.002 mg/L以下
62	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤	0.02 mg/L以下
63	トリクロビル	除草剤	0.006 mg/L以下
64	トリクロロホン(DEP)	殺虫剤	0.005 mg/L以下
65	トリシクラゾール	殺虫剤殺菌剤植物成長調整剤	0.1 mg/L以下
66	トリフルラリン	除草剤	0.06 mg/L以下
67	ナプロバミド	除草剤	0.03 mg/L以下
68	パラコート	除草剤	0.005 mg/L以下
69	ペロホス	除草剤	0.0009 mg/L以下
70	ピラクロニル	除草剤	0.01 mg/L以下
71	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004 mg/L以下
72	ピラゾリネット(ピラゾレート)	除草剤	0.02 mg/L以下
73	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002 mg/L以下
74	ピリブチカルブ	除草剤	0.02 mg/L以下
75	ピロキロン	殺虫剤殺菌剤	0.05 mg/L以下
76	フィブロニル	殺虫剤殺菌剤	0.0005 mg/L以下
77	フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤殺菌剤植物成長調整剤	0.01 mg/L以下
78	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤殺菌剤	0.03 mg/L以下
79	フェリムゾン	殺虫剤殺菌剤	0.05 mg/L以下
80	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	0.006 mg/L以下

番号	農薬名	用途	目標値
81	フェントエート(PAP)	殺虫剤殺菌剤	0.007 mg/L以下
82	フェントラザミド	除草剤	0.01 mg/L以下
83	フサライド	殺虫剤殺菌剤	0.1 mg/L以下
84	ブタクロール	除草剤	0.03 mg/L以下
85	ブタミホス	除草剤	0.02 mg/L以下
86	ブロフエジン	殺虫剤殺菌剤	0.02 mg/L以下
87	フルアジナム	殺菌剤	0.03 mg/L以下
88	ブレチラクロール	除草剤	0.05 mg/L以下
89	ブロシミドン	殺菌剤	0.09 mg/L以下
90	プロオホス	殺虫剤	0.007 mg/L以下
91	プロビコナゾール	殺菌剤	0.05 mg/L以下
92	プロビザミド	除草剤	0.05 mg/L以下
93	プロベナゾール	殺虫剤殺菌剤	0.03 mg/L以下
94	プロモブド	殺虫剤除草剤	0.1 mg/L以下
95	ペノミル	殺菌剤	0.02 mg/L以下
96	ベンシクリン	殺虫剤殺菌剤	0.1 mg/L以下
97	ベンゾピクロン	除草剤	0.09 mg/L以下
98	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005 mg/L以下
99	ベンタゾン	除草剤	0.2 mg/L以下
100	ベンディメタリン	除草剤植物成長調整剤	0.3 mg/L以下
101	ベンフラカルブ	殺虫剤殺菌剤	0.04 mg/L以下
102	ベンフルラリン(ペスロジン)	除草剤	0.01 mg/L以下
103	ベンフレセート	除草剤	0.07 mg/L以下
104	ホステアゼート	殺虫剤	0.003 mg/L以下
105	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7 mg/L以下
106	メコブロップ(MCPP)	除草剤	0.05 mg/L以下
107	メソミル	殺虫剤	0.03 mg/L以下
108	メタラキシル	殺虫剤殺菌剤	0.2 mg/L以下
109	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004 mg/L以下
110	メトミストロビン	殺虫剤殺菌剤	0.04 mg/L以下
111	メトリブジン	除草剤	0.03 mg/L以下
112	メフェナセット	除草剤	0.02 mg/L以下
113	メプロニル	殺虫剤殺菌剤	0.1 mg/L以下
114	モリネート	除草剤	0.005 mg/L以下

表8

水稻使用農薬(令和2年度)

散布時期		農薬名	一般名	用途	番号	検査農薬名
6月	中	サンスパイク箱粒剤	クロラントラニリプロール トリフルメゾピリム トルプロカルブ	殺虫殺菌剤		
		防人箱粒剤	クロラントラニリプロール トリフルメゾピリム イソチアニル	殺虫殺菌剤		
		スクミノン	メタルデヒド	殺虫剤		
	下	ピラクロンフロアブル	ピラクロニル	除草剤	70	ピラクロニル
		スラッシャ1キロ粒剤	ジメタメトリン プレチラクロール ブロモブチド ピラゾレート	除草剤	50 88 94 72	ジメタメトリン プレチラクロール ブロモブチド ピラゾリレート(ピラゾレート)
		サラブレッドKAI1キロ粒剤	イマゾスルフロン ピラクロニル オキサジクロメホン	除草剤	70 22	ピラクロニル オキサジクロメホン
		シグナス1キロ粒剤	テフリルトリオン フェントラザミド メタゾスルフロン	除草剤	61 82	テフリルトリオン フェントラザミド
		ボーダーガード1キロ粒剤	テフリルトリオン フェントラザミド	除草剤	61 82	テフリルトリオン フェントラザミド
		ゼータファイヤジャンボ	プロビリスルフロン ブロモブチド	除草剤	94	ブロモブチド
7月	中	トレボン粉剤DL	エトフェンプロックス カルタップ塩酸塩	殺虫剤	20 27	エトフェンプロックス カルタップ
		ハイカット1キロ粒剤	シハロホップブチル ハロスルフロンメチル ジメタメトリン ベンゾビシクロン	除草剤	48	シハロホップブチル
		クリンチャーバスマE液剤	シハロホップブチル ベンタゾン	除草剤	48 99	シハロホップブチル ベンタゾン
		バサグラン粒剤	ベンタゾン	除草剤	99	ベンタゾン
8月	上	アプロードロムダンモンカット粉剤D	ブロフェジン テブフェノジド フルトラニル	殺菌剤 殺虫剤	86	ブロフェジン
	中	コラトップ粒剤5	ピロキロン	殺菌剤	75	ピロキロン
9月	中	プラシンバリダジョーカー粉剤DL	フェリムゾン シラフルオフェン フサライド バリダマイシンA	殺菌剤 殺虫剤	79 83	フェリムゾン フサライド
		スタークル粉剤DL	ジノテフラン	殺虫剤		

令和3年度水稻使用農薬検査

検査月	番号	検査農薬名	用途
6	22	オキサジクロメホン	除草剤
	50	ジメタメトリン	除草剤
	61	テフリルトリオン	除草剤
	70	ピラクロニル	除草剤
	72	ピラゾリレート(ピラゾレート)	除草剤
	82	フェントラザミド	除草剤
	88	プレチラクロール	除草剤
	94	ブロモブチド	殺虫剤除草剤
	20	エトフェンプロックス	殺虫剤殺菌剤
7	22	オキサジクロメホン	除草剤
	27	カルタップ	殺虫剤殺菌剤除草剤
	48	シハロホップブチル	除草剤
	50	ジメタメトリン	除草剤
	61	テフリルトリオン	除草剤
	70	ピラクロニル	除草剤
	72	ピラゾリレート(ピラゾレート)	除草剤
	82	フェントラザミド	除草剤
	88	プレチラクロール	除草剤
8	94	ブロモブチド	殺虫剤除草剤
	97	ベンゾビシクロン	除草剤
	99	ベンタゾン	除草剤
	20	エトフェンプロックス	殺虫剤殺菌剤
	27	カルタップ	殺虫剤殺菌剤除草剤
	48	シハロホップブチル	除草剤
	50	ジメタメトリン	除草剤
	75	ピロキロン	殺虫剤殺菌剤
	86	ブロフェジン	殺虫剤殺菌剤
9	97	ベンゾビシクロン	除草剤
	99	ベンタゾン	除草剤
	75	ピロキロン	殺虫剤殺菌剤
	79	フェリムゾン	殺虫剤殺菌剤
10	83	フサライド	殺虫剤殺菌剤
	86	ブロフェジン	殺虫剤殺菌剤
	79	フェリムゾン	殺虫剤殺菌剤
	83	フサライド	殺虫剤殺菌剤

表9

温州みかん使用農薬(令和2年度)

【殺菌剤、殺虫剤、その他農薬】

散布時期	農薬名	一般名	用途	番号	検査対象農薬名
3月 中下	コサイド3000	水酸化第二銅	殺菌剤		
	フジドーフロアブル	塩基性硫酸銅			
	ICボルドー66D	塩基性硫酸銅	殺菌剤		
	クレフノン加用	炭酸カルシウム			
4月 上	高度精製マシン油乳剤(97%)マシン油	マシン油	殺虫剤		
	ナティーボフロアブル	テブコナゾール トリフルキシストロビン	殺菌剤 殺菌剤		
	デランフロアブル	ジチアノン	殺菌剤		
5月	モスピランSL液剤	アセタミブリド	殺虫剤		
	フロンサイドSC	フルアジナム	殺虫剤	87	フルアジナム
	アクタラ顆粒水溶剤	チアメトキサム	殺虫剤		
	スラゴ	リン酸第二鉄	殺虫剤		
6月 上	ストロビードライフロアブル	クレスキシムメチル	殺虫剤		
	アフロードエースフロアブル	ブロフェジン	殺虫剤	86	ブロフェジン
	ジマンダイセン水和剤	マンゼブ	殺虫剤	46	ジオカルバメート系農薬
	ベンコゼブ水和剤	マンゼブ	殺虫剤	46	ジオカルバメート系農薬
中下	アビオンE	バラフィン	展着剤		
	K.K.ステッカーカー加用	ホリオキシチレン樹脂酸エステル	展着剤		
	スプラサイド乳剤40	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	109	メチダチオン(DMTP)
	エムダイファー水和剤	マンネブ	殺虫剤	46	ジオカルバメート系農薬
7月 上	アビオンE	バラフィン			
	K.K.ステッカーカー加用	ホリオキシチレン樹脂酸エステル			
	トランスマームフロアブル	スルホキサフル	殺虫剤		
	ジマンダイセン水和剤	ジネブ	殺虫剤	46	ジオカルバメート系農薬
下	ベンコゼブ水和剤	マンゼブ	殺虫剤	46	ジオカルバメート系農薬
	アビオンE	バラフィン			
	K.K.ステッカーカー加用	ホリオキシチレン樹脂酸エステル			
	ジマンダイセン水和剤	ジネブ	殺虫剤	46	ジオカルバメート系農薬
8月 中	ベンコゼブ水和剤	マンゼブ	殺虫剤	46	ジオカルバメート系農薬
	スタークル顆粒水和剤	ジノテフラン	殺虫剤		
	アビオンE	バラフィン			
	K.K.ステッカーカー加用	ホリオキシチレン樹脂酸エステル			
下	スターマイトプラスフロアブル	シエノピラフェン ビリダベン	殺虫剤 殺虫剤		
9月 上	ナティーボフロアブル	テブコナゾール トリフルキシストロビン	殺虫剤 殺虫剤		
	中下	ペフラン液剤25	イミノクタジン	17	イミノクタジン
		トップジンM水和剤	チオファネートメチル	59	チオファネートメチル
		ベンレート水和剤	ペノミル	95	ペノミル
10月 中	ペフラン液剤25	イミノクタジン	殺虫剤	17	イミノクタジン
		トップジンM水和剤	チオファネートメチル	59	チオファネートメチル
		ベンレート水和剤	ペノミル	95	ペノミル
	アビオンE	バラフィン			
11月 中	K.K.ステッカーカー加用	ホリオキシチレン樹脂酸エステル			
	ペフラン液剤25	イミノクタジン	殺虫剤	17	イミノクタジン
		トップジンM水和剤	チオファネートメチル	59	チオファネートメチル
		ベンレート水和剤	ペノミル	95	ペノミル
12月 下	アビオンE	バラフィン			
	K.K.ステッカーカー加用	ホリオキシチレン樹脂酸エステル			
	ペフラン液剤25	イミノクタジン	殺虫剤	17	イミノクタジン
		トップジンM水和剤	チオファネートメチル	59	チオファネートメチル
		ベンレート水和剤	ペノミル	95	ペノミル

表10 水道水におけるクリプトスボリジウム等対策指針及び水源状況

* 指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)

対象	状況	施設整備	原水等の検査		運転管理			水源対策	当市対象水源	当市の対応状況	
			対応施設あり	対応施設を整備中	ろ過	紫外線	対応施設を整備中				
レベル4 地表水を原水	原水から指標菌の検出	以下のいずれかの施設を整備すること (a)ろ過後の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過設備 (b)ろ過設備及びろ過後の水を処理するための紫外線処理設備	適切な頻度で原水のクリプトスボリジウム等及び指標菌の検査	原水のクリプトスボリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査	①ろ過後の濁度を常時把握し、濁度を0.1度以下を維持する。 ②ろ過設備及びろ過後の水を処理するための紫外線処理設備を整備することにより対応する場合、ろ過池等の出口濁度を可能な限り低減させる。 ③適切な浄水管理を行う。特に急速ろ過法は必ず凝集剤を用いて処理する。 ④浄水施設の運転管理に関する記録を残すこと。	①紫外線強度計により常時紫外線強度を監視し、十分に紫外線が照射されていることを確認すること。 ②紫外線処理の対象となる水が以下の水質を満たさなかった場合は通水を停止すること。 ・濁度2度以下 ・色度5度以下 ・紫外線(253.7nm付近)の透過率が75%を超えること(紫外線吸光度が0.125abs./10mm未満であること) ③常に設計性能が得られるように維持管理(運転状態の点検、保守部品の交換、センサー類の校正)を適正な頻度と方法で実施し、記録すること。	施設整備を早急に完了する必要がある。 原水濁度を常時測定して結果を遅滞なく把握する、湯水等により原水の濁度レベルが通常より高くなつた場合は、低下するまで原則として取水停止を行う。	施設整備が困難な場合、汚染される可能性の低い水源に変更する。	萱瀬ダム 葛城貯水池 池田貯水池	坂口淨水場が対応施設として運転中	
レベル3 地表水以外の原水	原水から指標菌の検出	以下のいずれかの施設を整備すること (a)ろ過後の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過設備 (b)①～③の要件を満たす紫外線処理設備 ①クリプトスボリジウム等99.9%以上不活化することができる ②常時確認可能な紫外線強度計を備える。 ③原水の濁度を常時測定できる濁度計を備える。(ただし処理対象水の濁度が過去濁度2度に達しないことが明らかな場合を除く)	適切な頻度で原水のクリプトスボリジウム等及び指標菌の検査	原水のクリプトスボリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査	①ろ過後の濁度を常時把握し、濁度を0.1度以下を維持する。 ②適切な浄水管理を行う。特に急速ろ過法は必ず凝集剤を用いて処理する。 ③浄水施設の運転管理に関する記録を残すこと。		施設整備に時間が必要な場合以下のいずれかの措置をとること。 ・過去の検査結果から湯水等により原水の濁度レベルが通常より高くなることが明らかな場合は、原水濁度を常時測定して結果を遅滞なく把握する。原水の濁度レベルが通常より高くなつた場合は、低下するまで原則として取水停止を行う。 ・その他の場合には、原水のクリプトスボリジウム等及び指標菌の検査の結果、クリプトスボリジウム等による汚染のおそれが高くなつたと判断される場合には、取水停止等の対策を講じる。	杭出津第1水源 杭出津第2水源 杭出津第3水源	紫外線処理設備、曝気処理設備を整備し、運転中	松原水源	紫外線処理設備設備を整備し、運転予定
レベル2 被地下水等の混入のしない原水	原水から指標菌の検出なし			3ヶ月に1回以上原水の指標菌を検査				福重水源 富の原第1水源 富の原第2水源 富の原第3水源 松並水源 寿古水源 黒丸水源 鬼橋水源 大多武第4水源 大多武第5水源 大多武第6水源 日岳水源 南川内水源NO1 北木場水源 立花水源 小路口水源 今富水源 今富第2水源 松原第2水源 才福寺水源 鬼橋第2水源 冷泉寺水源	対応施設必要なし		
レベル1 水のみ地表水等の原水の混入なし	の原水検出からなし指標菌	年に1回原水の水質検査を行い、検査結果から被地下水以外の水の混入の有無を確認する。						東野岳1号水源 東野岳2号水源	対応施設必要なし		
		3年に1回井戸内部の撮影等によりケーシング及びストレーナーの状況、堆積物の状況等の点検									